

平成23年第4回防府市議会定例会会議録（その2）

○平成23年9月8日（木曜日）

○議事日程

平成23年9月8日（木曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（25名）

1 番	松 村	学 君	2 番	土 井	章 君
3 番	重 川	恭 年 君	4 番	山 根	祐 二 君
5 番	中 林	堅 造 君	6 番	木 村	一 彦 君
7 番	山 本	久 江 君	8 番	横 田	和 雄 君
9 番	高 砂	朋 子 君	10 番	斉 藤	旭 君
11 番	河 杉	憲 二 君	12 番	山 田	耕 治 君
13 番	青 木	明 夫 君	14 番	三 原	昭 治 君
15 番	弘 中	正 俊 君	16 番	大 田	雄 二 郎 君
18 番	佐 鹿	博 敏 君	19 番	藤 本	和 久 君
20 番	田 中	健 次 君	21 番	安 藤	二 郎 君
22 番	久 保	玄 爾 君	23 番	今 津	誠 一 君
24 番	山 下	和 明 君	25 番	田 中	敏 靖 君
27 番	行 重	延 昭 君			

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市 長	松 浦 正 人 君	副 市 長	中 村 隆 君
会 計 管 理 者	安 田 憲 生 君	財 務 部 長	本 廣 繁 君
総 務 部 長	阿 川 雅 夫 君	総 務 課 長	福 谷 真 人 君
生 活 環 境 部 長	柳 博 之 君	産 業 振 興 部 長	梅 田 尚 君
土 木 都 市 建 設 部 長	権 代 眞 明 君	健 康 福 祉 部 長	田 中 進 君
教 育 長	杉 山 一 茂 君	教 育 部 長	藤 井 雅 夫 君
上 下 水 道 事 業 管 理 者	浅 田 道 生 君	上 下 水 道 局 次 長	岡 本 幸 生 君
消 防 長	秋 山 信 隆 君	代 表 監 査 委 員	和 田 康 夫 君
入 札 検 査 室 長	福 田 一 夫 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 本 森 優 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	高 橋 光 之 君	監 査 委 員 会 事 務 局 長	永 田 美 津 生 君

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 徳 永 亨 仁 君 議 会 事 務 局 次 長 末 岡 靖 君

午前10時 開議

○議長（行重 延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。6番、木村議員、7番、山本議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

○議長（行重 延昭君） 議事日程につきましては、お手元に配付しておりますとおり、一般質問でございます。通告の順序に従い、進行したいと思いますので、よろしく願いいたします。

これより早速質問に入ります。最初は19番、藤本議員。

〔19番 藤本 和久君 登壇〕

○19番（藤本 和久君） おはようございます。一灯会の藤本でございます。

台風12号により被災された方々に対し、心からお見舞い申し上げますとともに、亡くなられた方々の御冥福を心からお祈り申し上げます。

早速ですが、学校給食について大きく3件ほど質問をします。

1件目ですが、安心・安全な学校給食について、2点ほど質問をします。

1点目ですが、食材の安全性について質問をします。

御承知のように、3月11日の東日本大震災に起因した福島第一原発の事故により、農産物から基準を超える放射線セシウムが検出され、大きな問題となっています。家庭においては、産地を確認して購入するとか、あるいは一切気にせずに購入するとか、みずからの責任において食材を購入できますが、学校給食に使われる食材については、保護者は関与できません。

本市は、福島第一原発から遠く離れているので、直感では問題ないとは思いますが、問題がないことを数字で示して保護者の安心を得ることが必要かと思えます。本市の学校給食に使われている食材の放射性物質の量が基準内であるかどうかをどのような方法で保証しているのか、伺います。あわせて、残留農薬が基準内であることをどのような方法で保証しているかについても伺います。

2点目ですが、調理の安全性について質問をします。

小学校の一部及び学校給食センターでは、調理業務を民間委託していますが、業者に対する安全に関しての要求水準を示してください。あわせて、要求水準に達していることをどのような方法で確認するかも聞かせてください。また、現に委託している業者の安全に関する市の監査体制についても聞かせてください。

大きな項目の2点目ですが、給食費について、3点ほど質問をします。

1点目、給食費は、学校給食法により、保護者は食材費及び光熱水費を負担することになっています。本市の場合は、食材費のみを負担しております。

以前、同僚議員が給食費の未納について質問していますが、その後どのようなになっているのか、伺います。また未納があった場合、だれかが補てんするか、あるいは食材の量を落とすか、この二つの選択肢しかないと思います。この選択肢のうち、どのような措置をしているのか、伺います。

2点目、本市の学校給食の会計は、給食費として学校が徴収する食材費は私会計、設置者の負担となるものについては公会計が行われております。給食費の未納の問題もあり、会計の透明性を向上させるためにも、また地方自治法第210条を遵守する上からも公会計にすべきだと考えますが、市教委の見解を聞かせてください。

3点目、本市の給食費の収納事務は本来なら設置者の市教委が行うべきですが、なぜか学校の教職員が行っております。給食費の収納事務は教委が行い、学校の先生が本来業務に没頭できる環境を整えることが、学校教育のあるべき姿と考えますが、市教委の見解を聞かせてください。

この項の最後ですが、配送事業について質問をします。

私が質問通告した後に補正予算の議案が提出され、遅きに失した感はありますが、通告していますので質問をします。なお、さきの本会議での今津議員と土井議員の質疑と重複する点があると思いますが、お許しを願いたいと思います。

本市は、給食センターから中学校に給食を配送する事業を民間委託していますが、今議会にこの事業で使われる車両を市の資産にする補正予算（案）が提出されています。配送事業を民間委託する、それについては異論はありませんが、車両を市の資産にすることについては疑問があります。運送業にとって車両は唯一の大切なツールで、そのツールを常に良好な状態でできるだけ長期間使えるように維持管理するのは、自社が保有するツールであるがゆえにできるわざではないでしょうか。市から貸与された車両を維持管理するのは、システム上の無駄が発生し、市にとっても、また請負先にとっても不幸なことではないかと危惧します。車両を市の資産にするメリットがどこにあるのかは私にはよくわかりませんので、目的を明確に示してください。これが1点目です。

2点目ですが、昭和61年4月17日の労働省告示第37号の解説をインターネットで検索すると、適正な業務請負の基準として4項目示しております。これを一つでも満たさない場合は、偽装請負に該当すると解説をしております。これに照らすと、3項目は要件を満たしていると思いますが、1項目は満たしていないと思います。その項とは、「請負事業主が請負業務で使用する機械、設備、機材、材料などのすべてをみずから調達、準備していること（単に労働力だけを提供するものではないこと）」、こうなっております。車両は、みずから調達しないと偽装請負になると判断するのがごく普通の解釈だと思います。運送業から車両を取り上げたら、残るのは運転手のみです。まさに単なる労働力の提供にほかなりません。

調理業務を民間委託するときも同様なことが論議されましたが、専門性があるとの理由で回避した経緯があります。しかし、配送事業に専門性はないと思います。私は偽装請負になると思いますが、市教委が偽装請負にならないと判断した根拠を示してください。

以上で大きな項目の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 19番、藤本議員の質問に対する答弁を求めます。教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 学校給食についての御質問にお答えいたします。

安心・安全な学校給食についてでございますが、まず食材について、本市の学校給食に使用している食材の残留放射性物質と残留農薬について、どのような方法で保証しているのかとの御質問でございますが、最初に食材等の残留放射性物質による影響調査等の具体例を申し上げますと、国では、原子力災害対策特別措置法に基づいて、品目ごと、生産地ごとの出荷制限や摂取制限といった措置を、また、県では玄米と牛肉のサンプル検査や大

気環境中の放射線調査、地上や海上などの放射線測定を実施しており、いずれの検査結果につきましても、現在のところ異常は認められていないことから、現時点では流通している食材につきましては、安全であると判断しております。したがって、本市独自で残留放射性物質を検査することは考えておりません。

次に、残留農薬が基準内であることをどのような方法で保証しているかとの御質問でございますが、県では、食の安心・安全確保のため、県内に流通する農産物の残留農薬検査を平成15年度から強化しており、平成18年度からは、さらにポジティブリスト制度により検査農薬の対象が拡充され、検査体制の強化が図られているところです。

このポジティブリスト制度は、食品中に一定の量を超えて農薬等が残留する場合、その食品の販売を原則禁止する制度であり、この制度の導入を踏まえ、県内に流通する農産物について、殺虫剤などの農薬が食品衛生法で定められている残留基準に適合していない場合、直ちに販売者に回収を命じ、流通から排除されております。

また、JAグループ山口やJA全農やまぐちでも、農薬の使用について記録する「生産履歴記帳運動」や農産物の収穫、出荷前自主検査を実施されております。防府市教育委員会におきましても、学校給食衛生管理基準に基づき、調理場で購入した野菜類について、専門業者による農薬検査を実施するなど、監査体制を強化し、残留農薬が基準内であることを確認しております。今後も国・県からの情報を注視しながら、食材の産地確認などを十分に行い、検収時の適切な管理を行ってまいります。

2番目の調理業務についてお答えいたします。

調理業務を委託する小学校及び給食センターの業者の安全に関する要求水準と、その評価をどのようにしているのか。また、現に委託している業者の安全に関する市の監査体制はどのようになっているのかとの御質問についてでございますが、本市では、調理業務等の民間委託に伴い、給食業務の安全性を確保するため、要求水準書を作成し、市が業者に要求する水準を示しております。

要求水準書の中では、調理業務等の実施体制・衛生管理業務などについて、学校給食衛生管理基準・大量調理施設衛生管理マニュアル・労働基準法等の労働関係法令を遵守するよう明記しております。受託業者は、防府市小学校給食等調理等一部業務委託業者選定委員会におきまして、保護者代表や関係機関職員などで構成された審査委員により、まず、入札に参加できる業者を選定していただいております。

この委員会では、業者から提出された提案書とプレゼンテーションにより、学校給食に対する基本的な考え方、調理業務等に関する事、衛生管理業務に関する事の3つの項目別に学校給食への理解、給食調理の受託実績、実施体制、事故防止及び事故発生時の対

応、法令等に基づいた衛生管理等の実施、従事者の健康管理体制、安全衛生管理などの教育・研修体制の整備などの審査項目について評価し、一定水準以上の業者を選定していただいております。

また、契約当初の約1カ月間、栄養士の資格を持った教育委員会の職員が調理業務や衛生管理などの確認を行っております。その後は、最低月1回、学校を訪問し、実施体制や個人衛生、調理業務、施設・設備等の管理などが適切に実施されているかどうか、チェックする体制をとっております。

学校給食センター受託業者においては、労働安全衛生法第12条の2に基づき、選任された安全衛生推進者が職務を担当しており、施設・設備の点検、健康診断等の報告や調理員を対象とした安全衛生教育を定期的で開催しております。教育委員会は、安全衛生推進者からの報告に基づき、業者の安全管理体制についての確認をしているところでございます。今後も食材については、正確な情報収集に努め、委託業者への安全性についての確認等を行うことにより、引き続き安心・安全な学校給食の提供に努めてまいります。

次に、給食費についてお答えいたします。

給食費の未納状況及び未納があった場合、どのような措置をするのかとの御質問でございますが、本市では毎年、市内の全小・中学校給食費の徴収状況調査を実施しており、平成20年度は約4億6,724万円の請求金額に対し、未納額は約81万円、未納率は0.17%、平成21年度は約4億5,298万円の請求金額に対し、未納額は約85万円、未納率は0.18%と、平成20年度と比較しますと、ほぼ横ばいでした。

平成22年度は約4億4,138万円の請求金額に対し、未納額は約46万円、未納率は0.10%と、大幅な減少となっております。

給食食材の費用は、保護者から納められた給食費のみで賄っておりますので、給食費の未納により、食材の購入に多少の影響を及ぼしているのが実情でございます。

このような給食費未納の実情については、各学校で保護者代表による監査が行われており、PTA総会での決算報告などを通じて、御理解をいただいているところでございます。

2番目の会計についてでございますが、今回、透明性の観点から、給食会計を現行の私会計から公会計に移行するべきではないかとの御質問ですが、私会計の場合は、各学校の実情に合った弾力的な運営がしやすい、保護者の意見を反映しやすく、家庭状況等に応じたきめ細かい徴収管理を行うことができるなどのメリットがある反面、徴収事務が学校の負担となっていること、未納額の発生により、食材に影響を及ぼすことなどのデメリットがございます。

公会計の場合は、学校の徴収事務の軽減が図れる、未納額が発生した場合でも、計画に

基づいた適正な食材の購入が行えるなどのメリットがある反面、学校の自主性が損なわれ、保護者との協力関係が希薄となる。また、市が行う徴収事務において、新たな電算システムの構築や契約事務などの管理コストが増加となるなどのデメリットがあります。

本市の学校給食費の取り扱いについては、長年、私会計として各学校において事務処理が行われてきたところであり、公会計への移行の予定はありませんが、今後、このメリット、デメリットを含め、他市の状況を参考に慎重に研究してまいりたいと考えております。

3番目の教育委員会で収納事務を行うべきではないかとの御質問でございますが、本市では、給食費などの校納金は私会計としておりますので、その収納事務は学校ごとに事務職員が行っております。学校によっては、校納金の収納事務を口座振替による方法や、PTAなどで独自に事務職員を雇用することで、事務職員の収納事務の負担軽減を行っております。

また、教育委員会におきましても、学校事務の共同実施により、事務の効率化を図り、教職員が子どもと向き合える環境づくりに努めており、収納事務については、今後も各学校で引き続き実施したいと考えております。

最後に、給食の配送事業についてお答えいたします。

給食センターから各中学校に給食を配送する事業を民間委託している中で、このたび、その配送車両を市の資産にするという計画の目的は何か、また偽装請負にならないかとの御質問でございますが、現在、学校給食センターから市内8中学校への配送業務は、平成18年度の稼働当初から配送業者が所有している車両で実施しております。

このたび、この業務の契約が平成24年3月末をもって終了することに伴い、平成24年度以降の配送業務について、市議会教育民生委員会の皆様からもさまざまな御意見をいただきながら、検討してまいりました。

教育委員会におきまして、配送車両を受託業者の購入（所有）とする案、市が購入した車両を受託業者に貸与し、受託業者が運行・維持管理を行う案、市が購入した給食センター仕様の荷箱等を受託業者に貸与し、受託業者は、それを車両の荷台シャーシに取りつけて配送業務を行う案という3つの案について検討した結果、市が車両を購入し、有償で受託業者に貸与することにより、受託業者がすべての運行管理を行う方法で、平成24年度以降の配送業務を行うこととしました。

その理由といたしましては、市が給食センター仕様の配送車を準備することにより、車両の耐用年数と配送業務の委託期間をそれぞれ考慮し、別々に入札を行うことができること、かつ、車両を持たない業者でも参入が可能であり、公平な入札ができると判断したものでございます。

また、配送事業において、請負事業主が請負業務で使用する機械などのすべてをみずから調達しないと、偽装請負になるのではないかと御質問でございますが、この契約について山口労働局に相談したところ、請負契約においては、請負業者が機械等を準備する必要があるが、その機械等について、所有関係、購入経路等のいかんを問うものではなく、車両の使用に関しても、別個の双務契約を締結することで問題はないとの回答をいただいております。

これにより、受託業者が、単に労働力だけを提供する業務内容ではなく、市が受託業者に有償で配送車を貸与することにより、受託業者が道路運送車両法に基づいた事業計画・運行・整備管理のすべてを行う業務内容となりますので、偽装請負には該当しないと考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 19番、藤本議員。

○19番（藤本 和久君） 残留放射性物質は、国が保証しているから問題ないというふうな、今、答弁に聞こえたんですけども、このデータファイルにありましたけれども、7月6日の朝日新聞、これは給食の食材、放射能測定、首都圏はみずから放射能測定を始めているところがあるんです。野菜などを検査をするというのが首都圏で7市区ございます。それから牛乳の検査、これが首都圏で5市区、それから食材の産地を表示をするというのが首都圏で4市区ございます。福島第一原発から近いからやっているといえそうかもしれませんが、流通というのは、もう全国どこへ行くかわからんわけですから、国が安全じゃから安全だというふうに思うのは、私は、ちょっとどうかなというふうに思います。紹介をしておきます。

私は、長年、車の検査に携わったんですけども、検査というのは、性善説に立って検査をするか、性悪説に立って検査をするか、これなんですよね。性善説に立ったら検査は要らないんです。なくてもいい。やっぱり検査というのは性悪説に立つと、悪いものがあるであろうと、くるんじゃないかということで、みずから検査をして、こないようにするというのが私は大事じゃないかなというふうに思います。

残留農薬でも同じですよ。農家が多分、農薬の使用を守っているだろうという性善説に立てば、それは要らない。しかし、ひよっとしたら守らんかもしれんと、ことしは非常に害虫が多いから、たくさん農薬をまくんじゃないかとか、こういった性悪説に立てば、私は何らかの手段で測定すべきだというふうに思いますけれども、放射性物質の測定器がどのくらいするか、私もわかりませんが、農薬の測定器がどのくらいかわかりませんが、市として、購入をして、やるという意味は全くないのでしょうか、その点について

お伺いします。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 現在の放射性物質については、そういう独自で測定をするということは考えておりません。

○議長（行重 延昭君） 19番、藤本議員。

○19番（藤本 和久君） 次にいきます。調理業務ですけれども、プレゼンテーションで、一定の水準にあることを確認しているというふうに言われていました。管理栄養士の配置、それから衛生管理支援者の配置をされているようですけれども、ISO9001という品質マネジメントシステムという国際規格がございます。これを取得していることは、要求水準書の一つの条件に入っていますか。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） ただいまのISOについては、要求水準書には現在入っておりません。

○議長（行重 延昭君） 19番、藤本議員。

○19番（藤本 和久君） インターネットで調べると、給食業界でもISO9001を取得している企業はたくさんあります。安心・安全な給食を調理するには、このISO9001の取得は、私は必須だと思いますが、その点について市教委はその意思はないということのようですけれども、工業製品の製造業界においては、ISO9001を取得するというのは、今や常識になっております。これをとっていないと厳しい競争には勝っていけないということで、各社はこれをとっております。

給食業界においても同様だろうと思います。一生懸命、品質向上に努力している企業と、そうでない企業とが同じ土俵で入札、扱っては私はいけません。差をつけてこそ公平な行政であり、保護者の信頼を得ることにつながると思いますので、今後の検討課題にさせていただきたいと思います。

法令遵守違反や事故等の履歴ですけれども、食中毒を起こした企業が現在、参入をしております。学校給食以外なので問題ないとのことでした。どこで食中毒を起こそうが、保護者から見れば、そんな企業に調理は任せられないと思うのが人情です。なぜこのような基準としたのか、基準を改定する意思はないのか、伺います。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 食中毒の基準に関しましては、今現在は、学校給食の業務の中で食中毒を過去3年間以内に起こした業者さんについては、応募できないというふうな応募要項になっております。

ただ、業者の中には、幅広く業務を行っておられる場合があります、それは学校給食とは随分違った業態と申しますか、そういった業務を行っておられる業者さんもいらっしゃいます。それが全国に数多くの店舗を展開しておられる場合もあります。そういった中で、一律に学校給食以外のものまで食中毒の経歴というものを問うのは、逆に業者の規模によっては不利になる業者も出てくると。学校給食だけ、私どもが求めておりますのは、学校給食での安全性ですので、学校給食業務に限定してそういう基準を決めているところでございます。

○議長（行重 延昭君） 19番、藤本議員。

○19番（藤本 和久君） 先ほども言いましたが、どこで食中毒を起こそうが、それは企業としての倫理観とまでは言いませんけれども、姿勢だろうと思うんですね。今、答弁には、改定する意思について述べられませんでした。私は改定すべきだと。それによって入札する業者が少なくなって、例えばゼロになったとしたら、これは、じゃったら直営でやる、これが学校給食じゃないかと思えますよ。どうでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 学校給食につきましては、通常の保健衛生の基準に加えて、学校給食の調理基準という別の厳しい基準がございます。そして学校給食におきましては、通常の店舗等で調理するのと違いまして、必ず火を通すとか、そういった調理の違いがございます。ですから、学校給食だけに限定しても安全性は十分確保できるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 19番、藤本議員。

○19番（藤本 和久君） 企業の姿勢を私は問うているんですよ。学校給食で食中毒を起こしていなかったら、ほかで起こしてもいいという論理が私には理解できない。私は改定すべきだと思いますが、その意思、もう一回示してください。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 過去、その会社が過去3年間に、どんな業態であれ、日本のどこかで食中毒を起こされた場合には、応募の際に報告をいただいております。そして、このたびから、いつ、どこで、どのような食中毒を起こされたか、それに対する改善はどのようにされたか、そういった報告を求めることにしております。そして、その上で、先ほど申し上げました業者選定委員会において、その状況を詳しくお聞きして、本市の給食を担っていただける業者にふさわしいかどうかということをご自身の目で審査していただくことになっております。

ですから、給食においてそういう事故が起こった業者は、もう最初から参加できない、そしてほかの業務で過去3年間にそういった事故を起こされた業者は、それがどういったものであるか、その後の改善はどうであるか、現在、大丈夫であるかということをも十分審査した上で、入札に参加していただいております。ですから、安全性は今後も十分確保していけるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 19番、藤本議員。

○19番（藤本 和久君） 平行線になるからやめますけれども、十分審査をする中に、私はよそで食中毒を起こしていることがあれば、それは十分審査をしたことにならないような気がします。

続いて、市の監査体制について再質問をします。

今、1カ月に1回、監査をしているということでしたけれども、本年度、監査をして指摘事項が何件ぐらいございましたか。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 指摘事項、何件というのは、ちょっと今、手元に資料を持っておりませんが、とにかく業務委託をして、先ほど、申しあげましたけど、1カ月間は、もう毎日、教育委員会の栄養士の資格を持った職員が調理場に出向いて、調理場に出向いて実地を見て、何かあれば、その都度すぐ改善するように言っております。1カ月経って軌道に乗りましたら、定期的に訪問するというふうな体制になっております。ですから、気づいたことは、もうすぐその場で行って改善しているというような状況でございます。

○議長（行重 延昭君） 19番、藤本議員。

○19番（藤本 和久君） 監査をしておれば、何回指摘しましたというのはすぐ出そうなものですが、本当に監査をしているかなということが気になりました。

市には衛生管理者がおりますよね。この衛生管理者は、この監査のときに同行しているのでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 市の衛生管理者は、特に同行はしておりません。

○議長（行重 延昭君） 19番、藤本議員。

○19番（藤本 和久君） 毎回同行せよとは言いませんが、せめて年に1回ぐらいは同行してもらって、衛生管理者の目を見て、本当に衛生管理は十分に行き届いているか、監査をしてほしいというふうに思います。

給食費の滞納ですけど、額としたら防府市は非常に少ないというふうに思います。気に

なるのは、滞納がゼロであれば問題ないんですが、滞納があるということは、食材の量を減らすということになります。先ほど答弁があったとおりでございます。この食材の量を減らすというのは、給食センターはだれの判断なのか、小学校給食はだれの判断で行っているのか、伺います。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 現在の給食は、給食費を徴収して、その全体の予算の中で運用しております。ですから、あくまで集まったお金で食材を買うということにして、しかも月ごとに、日ごとに、それぞれのメニューをつくるわけですから、全体の予算の中で年間でまとめていくという形になっております。それぞれ学校については校長の判断で行っておりますし、給食センターは教育委員会の判断で行っております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 19番、藤本議員。

○19番（藤本 和久君） 学校は校長の判断で行っていると、これは保護者への了解は、先ほどPTA総会でやられるというふうに伺っていますけれども、保護者全員が了解をしているというふうに判断をされていますか。それと、学校給食センターは、教育委員会がやられていると。で、各学校が8校ですかね、8校への保護者の了解をどのようにとらえていますか。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 給食センターにつきましては、8校からの給食費を集めて運営しているわけですが、給食センター運営委員会という組織がありまして、そこに保護者代表の方、あるいは学校の代表の方、いろんな関係者にお集まりをいただいて、それぞれ運営、あるいは決算について御報告して、承認をいただいております。

○議長（行重 延昭君） 19番、藤本議員。

○19番（藤本 和久君） 保護者が了解されておれば私は問題ないと思いますが、保護者の了解がない場合は、保護者としたら給食費を出した分だけは、給食費として、食費として返してほしい。それを払っていない人がおれば、その分だけ量が減るんですよね。それは払った保護者は多分知らないんじゃないんですか。全保護者が了解の上でやっておればそれはいいんですけどね、そうでないと、私は大きな問題だということを指摘をさせていただきます。

それから、会計ですけれども、学校が給食費を徴収して、弁当などを購入して、児童・生徒に給食として出すのであれば、私会計で結構、公会計にする必要は全くないと思います。しかし、市が調理できる施設や機器類を設置し、その維持管理費、人件費、外部委託

費、光熱水費を支出して、調理をしている給食です。これは食材費が、たとえ学校が、保護者が負担しているとしても、公会計にすべきだというふうに私は思います。

第一法規の「地方自治法質疑応答集」というのがございます。これに地方自治法第210条関係の例題が載っていますので、紹介をしたいと思います。

「小・中学校において行っている学校給食の給食費について、普通地方公共団体の歳入歳出予算に計上すべきであるという説と、歳入歳出予算に計上せず、学校長がこれを取り集め管理してもよいとする説があるようだが、どちらが妥当かとの質疑に対し、まず市町村が給食調理施設を設置し、みずから運営している場合及び運営のみをPTA等に委託している場合についてであるが、これらの場合には学校給食の運営の主体、つまり学校給食という事業の実施主体は、当該市町村であり、したがって、地方自治法第210条の規定により、食物の原材料費、または委託料を当該市町村の歳出予算に計上して支出するとともに、これに伴って徴収する学校給食費についても、当該市町村の歳入予算に計上しなければならないと解される」と、このように言っております。私が言っているわけじゃない。この第一法規が言っているわけですね。ぜひとも公会計にすべきだと思うんですが、今のところその意思がないようですので、このくらいにしておきたいというふうに思います。

それから、給食費の徴収ですけれども、これもまた前向きな御答弁をいただけなかったのが非常に残念でございます。

収納事務ですが、これは言うまでもありませんが、学校の設置者である防府市にあるというふうに私は思います。仮に学校に依頼するのであれば、そこに事務委託契約が必要になります。防府市のホームページに載っている例規集を見る限り、給食費の収納事務についての規定がありません。収納事務及びその収納事務委託は、どのように規定されているか、伺います。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 現在の本市の学校給食は、私会計ということで行われておりますので、一応校長名で給食費を集めて、校長名で食材費を支出していると、こういう状況になっております。

○議長（行重 延昭君） 19番、藤本議員。

○19番（藤本 和久君） そういう規定がないということですね。学校の先生は、収納事務を行っております。これは何とも不思議な気がするんですよね。事務委託がなしにやっている。収納事務を行うには、経費がかかるとは思いますけれども、年間幾らぐらい山口県に支出しているのでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 先ほど申し上げましたように、私会計ということで、学校独自で行っておられますので、特に教育委員会のほうから経費ということは、支出しておりません。

○議長（行重 延昭君） 19番、藤本議員。

○19番（藤本 和久君） 給食費の総額は、年間先ほど4億円程度だったと言われましたけれども、このような多額の給食費を学校の先生はボランティアで集金しているんですか。おまけに未納があれば、請求事務もボランティア、何とも言いがたいですね。

給食費の収納事務は、設置者の防府市にあります。この事務を学校にお願いするのであれば、当然山口県に事務委託費を支払う必要があると思います。今後の参考にしていただきたいというふうに思います。

市長に伺います。学校の先生にとって給食費の収納事務は、未納も問題もありまして大きな負担となっております。それだけでなく忙しい先生の負担を少しでも軽減して、先生が本来業務に没頭できる環境を整えることが、設置者である防府市、その最高責任者である市長の重要な仕事だと思います。

インターネットで調べたのですが、福岡市は、平成21年9月から公会計にし、収納滞納整理事務も教育委員会で一括して行い、収納率の向上に努めているそうです。政令指定都市だからできることかもしれませんが、素晴らしいと思います。もし本市が実施するのであれば、市の負担となりますが、私は率先して実施すべきだと思います。これこそ素晴らしい行政改革だと思います。

隣の周南市は、2009年度から給食費の滞納分について市が徴収事務を行っているそうです。せめて周南市並みの行政改革は、行ってほしいと思いますけれども、市長の見解を伺いたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 給食に係る各種の諸問題につきまして、あらゆる角度から御質問をされましたことに、まずもって敬意を表します。

私は、給食の実情・実態というものを正確に把握しておりません。おりませんが、未納の子どもたちがあるということは承知をいたしておりましたし、ひそかに実は、自分なりに心配もしたわけでございます。議員と同じ考えのもとに心配をいたしました。質が低下するのではないかと、あるいは量が低下するのではないかと、ほかの子たちへの影響はないのかというようなことなども考えました。

私なりの考えでございますが、本市の状況からいきますと、1日の学校給食費の中に占める割合は4,000円ぐらいでございます。4,000円ぐらいのもののお金のことに

なりますと、それは納入業者の裁量の部分で大量のものを納入されるわけでございますので、そういうようなところで補われてきていたのではないのかなど、こんなふうにも私は感じているわけで、これが万余のお金になってくれば、それは納入業者の裁量でとかいうようなことは言っておられない状況になろうかと思えますけれども、今現の状況でありますれば、そのようなことで大きな問題にならないであろうと、このように私なりに理解をいたしているところでございます。

また、収納の業務について、今日まで長年にわたって教育委員会で知恵を絞られ、あるいは先生方の御苦勞をおかけし、校長も心痛をしながら今日まで長年にわたって築き上げてこられたものがございますので、それらと、これからの対応ということを両方をにらみながら考えていかななくてはならないことであろうと、そのように感じておりますことを私の立場で申し上げさせていただきます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 19番、藤本議員。

○19番（藤本 和久君） 私の時間配分がまずくて、配送事業について質問をしたかったんですけども、時間がききましたので、これについては、私の思いだけを伝えておきたいと思えます。

今回、この車両を市の資産にする背景には、車両の耐用年数が、委託契約よりはるかに長いことがあるように感じております。車両を保有している業者と保有していない業者とでは、競争入札に大きな差があり、公平な入札にはならないことにこだわっておりますが、そんなことは給食センターをスタートする時点でわかっていたことです。最初に落札した業者は、将来を考え、契約の期間内では利益が出なくても、次期契約で利益を出す、こういった戦略だったかもしれません。もし仮にそうだったとすれば、今回の市の契約内容の変更は、紳士的ではないと私は思います。

学校給食は、今後も継続するわけですので、今回の決定は認めるとしても、5年後については、5年間の実績を精査して、最適な学校給食の配送事業を確立していただきたいと思えます。

続いて、スポーツ振興について質問をします。

御承知のように、第66回国民体育大会が、ことし10月1日から11日間、開催されます。準備万端整い、開催を待つばかりだと推察します。すばらしい大会になることを祈念していますし、この大会を機に、さらなるスポーツの振興が進展することを期待しています。

さて、防府市のまちづくりの中心となる第四次防府市総合計画「防府まちづくりプラン

2020」によりますと、スポーツの振興について、以下のように記述されています。

基本構想では、スポーツ活動の推進やスポーツ団体の支援・育成、スポーツ施設の充実に取り組みます。また、基本計画の分類別計画では、施策の基本方針としてスポーツ施設の計画的な整備・拡充と効率的な活用を図ります。市民満足度指標については現状が37%で、平成32年度の目標年次には60%にするとしています。

そこで伺います。現状の市民満足度をどのような方法でとらえ、どのように評価しているのか、聞かせてください。また、それを向上するための計画についても聞かせてください。

○議長（行重 延昭君） 市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） スポーツの振興についての御質問に、私のほうから答えさせていただきます。

まず、防府市民のスポーツに関する満足度をどうとらえ、どのように評価しているかというお尋ねでございましたが、本市では、平成23年度からスタートいたしております第四次防府市総合計画を策定する段階に当たりまして、これまで市が進めてきたさまざまな施策について、市民の皆様が暮らしの中で、どのように実感されているかを把握するために、昨年7月でございましたが、無作為抽出による市民3,000人を対象としたアンケート調査を実施いたしております。

このアンケートの中で、スポーツにかかわるものとしたしまして、「生涯にわたりスポーツに親しめる環境が整っている」という設問を、置いたわけでございますが、その調査の結果では、「そう思う」と答えられた方が9.5%、「どちらかというと思う」という方が27.9%となっております。合わせて満足度指数は37.4%であることを確認いたしております。

また、「どちらでもない」というお答えが33.4%、整っていないと、「そうは思わない」と、あるいは「どちらかというとは思わない」と、こういう方々を合わせますと24.9%となっておりますので、アンケートを見ます限りにおいては、肯定的な意見のほうが比較的多かったという結果になっているかと思えます。

しかしながら、私どもの目標数値の60%とは、かなりの隔たりがございますので、市民がスポーツに親しめる環境整備に、今後、一段と努力していかねばならないと考えているところでございます。

こうしたことから、市民ニーズの把握に努めますとともに、昨年オープンいたしました防府市体育館「ソルトアリーナ防府」の有効活用のため、指定管理者の「コナミスポー

ツ・アンド・ライフ」や、財団法人防府スポーツセンター、あるいは防府市体育協会等と、密接な連携を図る必要が考えております。

さらに、本年6月に供用開始いたしました財団法人防府スポーツセンター北側運動広場や、現在、基本計画について検討を行っております市民プール、老朽化施設の耐震化を含めた改修などを積極的に進めまして、より多くの市民の皆様に、安心して御利用をいただけるよう努め、市民のスポーツに関する満足度の向上に向けて取り組んでまいります。

また、国におきましては、昭和36年に制定された「スポーツ振興法」を50年ぶりに全部改正され、本年6月24日に「スポーツ基本法」が公布されたところでございますし、山口県におかれましても、このたびの「おいでませ！やまぐち国体」、あるいは「やまぐち大会」を契機に、山口県スポーツ振興計画の改訂が予定されているところでございます。

本市におきましても、関係諸団体や公募委員によります（仮称）「防府市スポーツ振興計画策定委員会」なるものを設置いたしまして、平成25年度までに市が目指すスポーツ振興の基本的方向を定める「防府市スポーツ振興計画」を策定することといたしてございまして、これにより第四次防府市総合計画に掲げております「スポーツ活動の推進」、「スポーツ団体の支援・育成」、「スポーツ施設の充実」の3点を軸といたしました施策を計画的かつ効率的に推進してまいりたいと感じているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 19番、藤本議員。

○19番（藤本 和久君） もっとたくさん聞きたかったんですが、時間がありませんので各論に入らせていただきます。

私は、ソフトボール協会の役員をやっておりますけれども、向島運動公園多目的広場、これは利用時間が朝9時からです。それからスポーツセンター運動広場は、早朝野球もできますから、多分6時ぐらいから利用できるというふうに思いますけれども、これは私のところに苦情が結構来るんですよ。何で9時やと、もっと早くしてくれいやという苦情がたくさん来ます。これは調べてみますと、防府市都市公園設置及び管理条例施行規則で9時から21時というふうになっております。

したがって、運営を担っているスポーツ振興課は、この規則により利用時間を遵守しております。当然だと思います。

そこで、土木都市建設部長に伺いますけれども、この利用時間9時を決めた根拠はどこにあるのか。できたら1時間でも早くできないかについて、伺います。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（権代 眞明君） お尋ねの使用時間でございますけれども、向島運

動公園の有料公園施設につきましては、平成6年度に、防府市の他の体育施設を参考として開始時間を定めたものでございます。

なお、向島運動公園は、開設前から隣接地に民家がございますために、これまでも建設や照明灯の設置等の施設改修の際には、地元の皆様と協議を行ってきておりまして、今回、御意見をいただきましたので、再度使用時間について、地元と協議をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（行重 延昭君） 19番、藤本議員。

○19番（藤本 和久君） よろしく願いをいたします。

それと、スポーツ施設の計画整備の中の一つになると思いますけれども、先ほど言いましたスポーツセンター運動広場の南側運動広場ですけれども、どういう問題があるか、先に私が言いましょ。これ排水が非常に悪いんです。雨が降ったらほとんどプレイができない。防府市は、スポーツについては山口県体育大会のソフトボールを防府市ソフトボール協会が担っております。県下から各チームが来られるんですけれども、運動広場は南側の特にEコートとGコート、これは本当に恥ずかしいぐらい悪いんです。これについて整備する計画があるかどうか、お願いします。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 私も御指摘のEコートとGコートをいい状況ではないことをしっかり把握いたしております。

御存じのとおり、ソルトアリーナを建設するに当たりまして、北側の運動広場を改修していくということで、財団法人防府スポーツセンターのほうも神経がかなりそちらに行っておりまして、ようやくそれらも終わって、今度はその倍の面積のある大変使い勝手のいいナイター設備もついた南側運動広場でございますので、先般も指示をいたしておりますが、トイレもちょっと、あのままではいけないのではないかということなども指摘をいたしておりますので、早急にその、グラウンドの排水状況等々、専門業者にも問い合わせさせて、調査に入りたいと思っております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 19番、藤本議員。

○19番（藤本 和久君） よろしく願いします。時間の配分が悪くて、本当につまらない質問になりましたが、お許しを願いたいと思います。

以上で終わります。

○議長（行重 延昭君） 以上で、19番、藤本議員の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 次は、12番、山田議員。

〔12番 山田 耕治君 登壇〕

○12番（山田 耕治君） おはようございます。会派「絆」の山田耕治でございます。まず今回の台風でお亡くなりになりました皆様に対し、心よりお見舞い申し上げますとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

今回は、視察で、恒例の一番くじを引きに行かれませんでした。幸いなことに初日の早い段階で質問できる運びとなりましたので、よろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

初めに、防府市の自主防災組織の取り組みについてお尋ねいたします。

災害対策基本法の第5条に「市町村の責務」で、「市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する」とあります。また2項では、「責務を遂行するため、消防機関、水防団等の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織の充実を図り、市町村の有するすべての機能を十分に発揮するように努めなければならない」とあります。

自主防災組織は、地域住民による任意の防災組織で、我が国において災害対策法第5条の2項において規定されていますが、その中で、災害に備えた取り組みをどう実践していくのか。2年前のように大規模な災害が起こったとき、災害による被害を最小限に食い止める活動や災害箇所への復旧・復興に向けたさまざまな取り組みをどう行うのか。自主防災組織は地域住民が協力・連携し、災害から、自分たちの地域は自分たちで守るための活動を目的に、日ごろから、災害に備えてさまざまな取り組みで実践することが大切だと考えます。

そういった中での地域における自主防災組織率は、6月後半のデータで、県内19市町で最下位の55.8%、県内各市町で比較しますと、長門市等の3市3町が100%。また宇部市も95%とのことでした。

山口県は、平成24年度に80%の目標を上げ、市町による自主防災組織育成の取り組み支援や、広報紙等で住民の防災意識啓発、また、各種会議等による市町担当への指導を図っているとのことですが、2年前に豪雨災害を受け、甚大な被害のあった我が市が単独で進めている施策や普及活動があれば教えてください。

ことし7月21日の「市民防災の日」、デザインプラザ防府で長崎大学名誉教授、高橋

和雄先生による「地域防災力の向上について」や、前浮野自治会長の「自主防災組織 これまでの歩み」という題で、地域の取り組み等の発表を盛り込んだ特別講演会が開催されました。私も傍聴させていただきましたが、市長も冒頭のあいさつで自主防災組織率のことも少し触れられていました。市長は「しっかりとした自主防災組織が大切、連絡網だけではだめです。自然災害に対して減災していく組織力が大切」とおっしゃいました。私も同じ考えでございます。

組織率のパーセントにとられるのではなく、防府住民をいかに災害から守っていくかをしっかりとした施策で構築していくことが大切だと思います。

防災に対する意識は、人ごとではなく、一人ひとりの意識の向上が大切と思いますが、地域コミュニティの希薄な社会になってきている中で、一人ひとりの防災意識をどのように向上させていくのか、また地域との絆をどのように防災につなげていくのかも大きな課題の一つでしょう。

特別講演会の途中で防災標語の入賞作品表彰式があり、私の知り合いの御家族が見事最優秀賞に選ばれました。防災標語は、「高めよう、防災意識と地域の絆」でございます。市と地域がしっかりと絆を結んでいただくためにも、継続できる実践型の防災施策が必要と考えますが、執行部のお考えをお聞かせください。

○議長（行重 延昭君） 山田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず1点目の防府市が独自で進めている施策や普及活動があるかとの御質問でございましたが、防府市では、災害時、真に機能する自主防災組織の確立が重要であると考えまして、防府市独自の自主防災組織の確立と普及に努めているところでございます。

この自主防災組織の認定方法につきましては、本市では、組織の持続性と実行力のある連絡体制が基本であるとの考えから、認定の条件といたしまして、単位自治会で自主防災組織を結成される場合には、まず自治会規約を改正していただき、自主防災に関することを規約に加えていただくこととしております。これによりまして、末永く持続する組織の構築につながり、自治会の皆様に自主防災の重要性について常に認識していただけておるところでございます。

また、緊急情報が自治会長等から確実に住民の方々に伝達される体制を明確にするために、連絡網の整備を義務づけておるところでございまして、これらによりまして、防府市の自主防災組織は確実に機能するものと考えております。こういうような機能を有した自主防災組織の組織率100%に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

また、今年度は、右田小学校と右田中学校におきまして、徳山工業高等専門学校と共同で、小学生、中学生の防災教育を実施しまして、土砂災害のメカニズムやハザードマップを使用しての避難場所の確認、学校周辺における危険箇所を知ることなどの防災教育も行っているところでございます。この共同事業は、次のステップといたしまして、授業を受けた子どもの親を対象に防災学習を行い、最終的には防災意識を地域へ広げて自主防災組織の結成や活性化を目指すものでございまして、今後、全市的な取り組みとして進めてまいりたいと考えております。

2点目の地域コミュニティの希薄な社会になっている中で、一人ひとりの防災組織をどのように向上させるのか、また地域との絆をどのように防災に広げてつなげていくのかとの御質問でございましたが、現代社会では生活様式の多様化や少子高齢化社会の進展などによりまして、地域社会とのつながりや近隣住民との結びつきが希薄になりつつございます。

このような中で、まずひとり暮らしの高齢の方や障害のある方など、災害時要援護者への支援が大切であると考えております。そのため、自主防災組織や民生委員などの関係者の皆様と協議・検討を行って、地域による支援体制を整えているところでございます。

また、一人ひとりの防災意識の向上を図るには、自主防災組織の活動に参加いただくことが一番の方法ではないかと考えております。そのためには、まずその活動を進めるリーダーの存在が不可欠だと思っております。リーダーには、防災に関する基本的な知識や技術が必要でありますので、毎年、自主防災組織のリーダーの皆様に御参加いただき、リーダー研修会を開催しているところでございます。

この研修会におきまして、地域の絆を育むお祭りや地域の行事などで行われております炊き出し等につきましても、防災訓練の一環でございまして、地域の方々が参加しやすく、楽しみながら防災知識を身につけて、活動に取り組めることなどを紹介して、地域の活性化や住民一人ひとりの防災意識の向上につながるよう努めているところでございます。今後とも、さらなる地域の絆を防災につなげる方策を検討してまいりたいと考えておりますので、御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

次に3点目の自主防災組織の取り組みとして、継続できる実践型の防災施策が必要と考えるが、執行部の考えは、との御質問でございましたが、防災につきましては、平素から防災に対する意識を持ち続けることが基本と考えておりますので、市といたしましても、市民の皆様に対しまして、避難訓練や啓発活動を継続的に行うことで、災害時において有効で適切な対応力が備わるものと考えております。

市では、自主防災組織が真に機能するための平時における継続した実践型の防災施策と

いたしましては、先ほども申し上げましたが、リーダーの育成、組織の運営、参加しやすい防災活動、役に立つ活動内容、住民の防災意識の醸成などと考えておりました、防災出前授業等において参加者がテーブルを囲みながら地域のハザードマップを使用いたしまして、防災について考える図上訓練も行っているところでございます。

この訓練は、危険箇所などを参加者全員で協議するものでございまして、地域の特性を認識することができるとともに、この図上訓練に基づいて実地訓練を行うことで、成果や現地の新たな発見など、再度の図上訓練に反映させることもできますので、訓練の効果が上がりまして、継続できるなど、地域の防災力の向上に寄与すると考えておりますので、今後もこれらのことを積極的に進めてまいりたいと存じます。

また、自主防災組織が継続した活動を行うためには、今年度から新たに防災活動に対する補助金制度を導入しておりますので、積極的に御活用いただきたいと思いますと考えております。

なお、議員が先ほどお述べになりましたように、本市の自主防災組織率なるものは、現下では、県下で最下位を低迷しておるところでございますが、今申し上げましたような、しっかりした内容を持った自主防災組織を防府市独自でつくっていくと、こういうことで、既に100%を達成された都市からも、防府の取り組みぐあいを学びたい、教えてくれと、このような問い合わせも来ているところでございまして、私どもは単なる100%にこだわることなく、しっかりとした自主防災組織を確立してまいりたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

以上、答弁を申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 12番、山田議員。

○12番（山田 耕治君） ありがとうございます。本当にパーセントにこだわらなくて、防府市としての自主防災組織という自主防災について、しっかりとした取り組みをしていただきたいと思いますと思いますが、自治体が住民をどこまで助けることができるのか。住民との情報の共有化や、先ほどお話もありましたが、高齢者や障害者等の、要は災害弱者にどのような対応が必要か、課題を抱える自治体も多い中、災害対応力の底上げが急務となってきています。

そこで質問ですが、災害対応力、また災害に強い自治体というものを執行部としてどのようにお考えか、御所見お聞かせください。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） まず、基本的なところを私が述べさせていただきたいと思います。

災害、現下の状況を見ておりますと、いつ、どこで、どのような災害が起こっても不

議でない状況下でございます。自治体としての限界というものは、私はあると思っております。それを少しでも住民の皆様方に安全な方策をお伝えしていくというご責任を果たしていくことは、絶対に必要であると思っております。

そうした中で、議員も御指摘になりました災害弱者と言われる高齢の方々のお宅、あるいは妊産婦を抱えておられるお宅、あるいは小さいお子様と生活しておられるお宅、あるいは障害者のおられるお宅などをピンポイントで、常に、まさかのときには真っ先に声をかけていける体制を確立する。そして、その災害の状況によって、一番安全な方法を常日ごろから協議をしておく、我が身は我が身で守るということを基本にお話をしながらも、我が身を我が身で守ることのできない方々に、我々がいかにサポートしていけるか、ここが大きなポイントではないかと、そのように肝に銘じているところでございます。

○議長（行重 延昭君） 12番、山田議員。

○12番（山田 耕治君） ありがとうございます。先ほど言いましたけれども、組織をつくることは大変簡単でございます。自治会の連絡網等を、自治会の会則に自主防災組織というものをに入れて、連絡網の写しをつくれば認定できるということでございましたが、ただ本当にこれで皆さんの命を守れるのかという点で疑問に思います。

防府市で、自治会が256自治会、ひとり暮らしの高齢者は約3,800人、75歳以上のお二人暮らしの世帯は約1,200人でございます。また、日ごろ生産人口に当たる人たちは、昼間、あるいは夜勤の方もおられるでしょう。仕事に行かれます。そうすると、家には高齢者だけが残るという世帯も含めると、5,000人以上の方が災害弱者になるわけです。もちろんお体の不自由な方も同様でございます。その辺もしっかりと考慮して自主防災組織をつくる段階で行政指導をしていく、また啓発の仕方も考えていくことが大切だと考えます。

そこで、防府市で災害時の要援護者の支援マニュアルがあると思っておりますが、地域向けの啓発はどのようにされていますか、お伺いたします。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 「災害時要援護者支援マニュアル」というものを昨年の5月に、これは初版を改訂したものでございますが、つくっております。そうした中で、今、地元のほうには自主防災組織の確立について、出前講座等を行っているわけですが、その実態といたしましては、平成22年に防災危機管理専門員、これをお願いいたしましたところでございまして、この方を中心に地元に出向いて、ハザードマップを中心とした防災対策等々についての研修会、こういったものを行っているところでございます。

そうした中で、今後、一番課題となりますのは、先ほど議員がおっしゃいました、市内

に約5,000人以上はいらっしゃると思うんですけども、そういった要援護者の支援をどのようにしていくかといったことを、今このマニュアルに定めておりますので、そういった今後の災害支援方法といいますか、個別計画といったものをつくっていく必要がありますので、そういったことも含めてお願いをしているところでございます。

この個別計画の策定につきましては、御案内のとおり、民生委員、児童委員の皆様の御協力をいただくなど、関係機関の御協力が大変重要となってまいりますので、そういった御理解も含めて、今、一生懸命御説明に上がっているところでございます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 12番、山田議員。

○12番（山田 耕治君） 日ごろから地域内の災害時の要援護者などの情報確認や役割分担、防災資材の点検を行ったり、訓練を実施していくことが大切と、防災危機管理課のホームページでもうたわれています。組織をつくった自治体が、このような訓練を実施するためのサポートを行政としてどのように促しているのか、状況を教えていただきたいと思いますが、先週、防府市制施行75周年記念「第29回防府市総合社会福祉大会」が開催されました。我が会派、安藤議員も社会福祉事業一般功労者として表彰されたことも御報告しておきますが、被災者代表のあいさつで、防府市社会福祉協議会の西村会長が、「社会福祉の根底で大切なのは、隣の人を思いやる心」と、何度も言われました。本当におっしゃるとおりだと思います。だからこそ、そのようなマニュアルで、地域のみんで共助の気持ちを向上させられるのではないのでしょうか。

防府市地域福祉活動計画で、実施目標の中にも、要援護者の緊急時と災害時の体制づくりがありますが、ぜひ要援護者の支援マニュアルを地域に普及していただき、個別プランを作成していただく手助けをぜひしていただきたいと思いますが、いま一度回答をお願いしたいんですが、よろしいですか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 議員御指摘のとおりでございまして、今後、その個別計画といいますか、要援護者一人ひとりの避難に――例えば、まさかのときのその援助計画、こういったものをつくる必要がございます。

そうした中で、先ほど議員もおっしゃいました、今回、ことしの7月21日に開催いたしました講演会で御講演いただいた元浮野自治会の藤井自治会長でございますけれども、こういった方々の取り組みといったものを先進事例といたしまして、各自主防災組織の中に広げていきたいと思っております。

そうしたことで、これは私の、今、考えではございますけれども、そういった藤井さん

とかのお知恵をおかりしながら、浮野自治会でつくられましたこの要援護者支援システム、こういったものが広がっていかれないかということは今、検討しているところでございます。

○議長（行重 延昭君） 12番、山田議員。

○12番（山田 耕治君） ぜひお願いしたいと思います。

また、今回の東日本大震災では、自治体における防災意識や情報システムについても、あらゆる意味で想定外のことが起きたといえるでしょう。防災の拠点となる自治体の庁舎そのものが被災し、防災時用の行政無線も使えなくなりました。また、多くの地域で固定電話や携帯がつながらなくなりましたし、戸籍等も抄本が流されたというのも事実でございます。

今回の事例で、本来、災害対策の拠点となるべきはずの自治体の庁舎自体が被災するという事態になった場合、庁舎が倒壊したり電算室が水没すればコンピュータ機器もだめになります。防府市としてはどのように対応するのか、教えていただけますか。また、そのときにシステムを復元するとなると、遠隔地のほうに移すというお話がありましたが、その保管しているバックアップデータから復元しなければならないということですが、ネットワークでつながったコンピュータ上で、クライアントとして利用できるのか、その点をちょっと教えていただけますか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 震災によって庁舎が倒れたというような前提でございますけれども、そういった場合のバックアップのデータでございますが、一応電算統計課には、耐火金庫といったものを持っておりますので、そこに通常はバックアップデータを保管しているところでございまして、火災・倒壊等で、その耐火金庫については、耐えられるのではないかと、今のところは思っています。

また、2階ですから、水没ということはちょっとあったにしても、あった場合のことでございますけれども、ホストコンピュータが使えなくなった場合、どうするのかということでございますが、こういった場合に、今、4号館も皆、浸かってしまえば難しいんですけども、一応、住民票発行等証明業務につきましては、今、4号館のほうにサーバーを置いておりますので、そちらでも対応できる状況にはなっております。そうした中で、こういった市役所業務の継続マニュアルといいますか、そういったものについても、今後は整備していかなければならないとは考えているところでございます。

また、サーバーを今度は、データセンター等へ移行する計画を持っております。そうすれば、今、議員、おっしゃったように、データセンターのほうでバックアップを保管していただくことが可能となります。そうした場合に、通信回線が切れた場合には、当然こち

らから向こうのほうに連絡をとって、こちらのほうで作業するということは不可能ですので、データセンターのほうへ出向いて、そちらのほうでバックアップデータからもう一回確立をするといった作業になろうかと思えます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 12番、山田議員。

○12番（山田 耕治君） 今回の東日本大震災は、あらゆる意味で想定外だったわけですね。そういうところからすると、やはり今まで以上のことを想定しなければいけないというのが今回の教訓だったわけですよ。しっかり考えていただきたいというふうに思います。

クラウドという言葉が皆さんも聞いたことがあると思いますが、総務省は、地方自治体のクラウドコンピューティング導入を支援する、自治体クラウド事業を拡充する、クラウドの導入費用を2011年度特別交付税で措置するほか、第三次補正予算で支援費用を盛り込むことも検討し、情報システムのHOST削減や住民情報などのデータセンターで安全に管理するのに役立ててもらおう、東日本大震災を受け、リスク管理対策として、クラウドの導入を本格検討する自治体を後方支援するとのことです。住民票などの個人情報データを外部データセンターに預け、情報を管理するシステムやサーバーを複数の自治体が共同利用し、自治体の庁舎が被災しても職員が他の施設でパソコンや通信回線を確認して、クラウドのデータセンターにアクセスすることにより、業務を継続できるというメリットがあります。

兵庫県のたつの市さんも、県内では初めてこのクラウドを来年度から導入するとのことです。東日本大震災のように庁舎が大きな被害を受けた場合でも、個人情報などの貴重なデータを守るメリットがありますので、ぜひ研究していただきたいということを御要望しておきます。

「東日本大震災を受け、国も防災体制のあり方を定める災害対策基本法を抜本改正する方針を固めた」と、8月13日の中国新聞に記載されていました。広域で深刻な災害に備えるための国の役割を強化し、被災を最小限に抑える、要は減災社会です。これにつながるのとことです。現行の基本法では、災害が起きた時点で行政機能が保たれていることを前提にしているため、災害対策基本法の改正に向けた検討会を設置するそうです。

確かに災害が起きたときに、市民の皆様が一番頼りに思うところが行政であり、そうではなければなりません。いざそのようなときに、そのような状態になりますと、パニックになり、広範囲にわたった対応ができないのも事実です。もし地震や災害が庁内で発生した場合、職員の皆さんがパニックに陥らないように、日ごろの訓練や、職員一人ひとりの教育が必要と思いますが、現在、庁内の各レベルでどのような訓練を行っているのか、教

えていただけますか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 災害に対する職員の訓練ということでございます。災害対策本部の図上訓練、あるいはそれに伴います職員の避難所運営研修、こういったところを重点的に行っているところでございます。

また、そのほか、昨年から行っております7月21日に市民と一緒に加えた防災訓練、こういったことも行っているところでございます。それと1月には、地震を想定いたしました参集訓練、こういった中で、あわせて火災訓練等々も行っているところでございます。

○議長（行重 延昭君） 山田議員。

○12番（山田 耕治君） 例えば、私が各部門の職員さんのところに行き、「災害時のあなたの役割は」と尋ねると、職員さんは「はい、私は何々班です」と答えていただけるという理解でよろしいですか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） そのように答えることはできると思います。

○議長（行重 延昭君） 山田議員。

○12番（山田 耕治君） 大変素晴らしいことと思います。庁内で火災が発生した場合、庁内はパニックになるでしょうし、もちろん自分の身の安全は当然ですが、市民の皆様の安全を守ることを考えて、日ごろの訓練も含め、そのような組織対応を図ることも重要になってきます。

例えば、部や課レベルでの班編成を組み、通報連絡班や消火班、持ち出し班や避難誘導班、救護班や交通整理班等も重要な役割です。その班編成のもと任務を教育し、行動フローチャートで実践していただきたいというふうに思います。

2年前の災害を教訓として、防府市で行われた講演会は除いて、職員さんには何か、研修に行かすことはさせましたか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） とりわけ研修にということで行ったわけではございませんけれども、一昨年豪雨災害を受けまして、東京のほうでも、いろいろ国を挙げての研修会等々がございますので、防災危機管理課長が出向いて、そこで本市の実態を御説明したり、あるいはそういった講演を受けて帰ったりということはございます。

また、市役所での研修といたしましては、これは消防科学センターの関係だったと思うんですけども、講師をお呼びいたしまして、市長以下、全員が研修を受けたということもございます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 12番、山田議員。

○12番（山田 耕治君） 東日本大震災発生から、防府市も被災地へさまざまな支援を行っています。市の職員さんも被災された地域の支援を行い、先月の12日で職員派遣を終了されたというふうに聞きました。これまで被災地域派遣した職員は、延べ41人と聞きました。本当に頭の下がる思いでございます。この場をかりて、支援に行かれた職員の皆様に感謝を申し上げたいというふうに思います。

そこでお尋ねですが、被災地へ行かれた職員さんが、今後、防府市で対応しておかなければいけないことや、被災地で学んだこと等のアンケートや協議等を実施されていたか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 被災地へ支援に向かった職員からは、今現在、報告書をいただいております。そうした中で、今、議員がお話しになりましたような、特に事務方の職員といたしましては、被災窓口の対応業務に当たっておりまして、その中で受付関係、あるいは対応関係の勉強ができたことを報告しているところでございます。

また、あわせまして、今、実施中でございますけれども、2週間前にちょっとお願いしたんですが、今後、防府市の防災対応として役立てていけること等についてのアンケートにつきましても、実施しているところでございます。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 派遣職員は、余震等の恐怖にさらされながら、また想像を絶する惨状の中で、沈着冷静にしっかり働いたと、そのように私は思っております。それから、応募したにもかかわらず、選に漏れて、涙を流して悔やんでいる職員も現実知っております。それから、それらの職員から膨大な感想文、あるいは気づき等々が私のところにも来ておりまして、全部目を通しております。

また、対話集会も行っておりまして、それぞれの口から直接の感想も聞き取っているところでございまして、筆舌に尽くしがたい教訓を得て帰ってきたと、そのように、一段と成長して帰ってきたというふうに、実は思っているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 12番、山田議員。

○12番（山田 耕治君） ありがとうございます。行かれた方は、防府市にとっては大変な財産と思います。本当に、現場現物で物事を見てきて、本当に一生懸命対応されたと、やはりこういう人たちのアンケートや協議の中から、防府市が今後やらなければいけない

ことをしっかり見据えて、今後の施策に取り入れていただきたいというふうに思います。

防府市は、2年前に未曾有の自然災害を受けたまちですが、災害は自然災害だけではありません。あらゆる角度からの対応が、本当の意味での災害に強いまちになると認識いたします。

また、職員の命を守ることは、上司の役目です。しっかりとした編成で、庁内での防災意識を高めることが、市民の皆様の防災意識の向上につながると認識いたします。ぜひいま一度、今後の進め方も協議していただいて、災害に強いまち、減災対応のできる防府市にしていきたいということを要望し、この項は終わります。

次に、安心・安全な道路環境整備について質問させていただきます。

昨年6月定例会一般質問で、防府市の安全・安心な道路行政について質問させていただきましたが、その後の進捗状況等も含め、質問をさせていただきます。

昨年の一般質問を振り返らせていただきますと、道路相談、交通安全運動の推進、また交通安全の総合的な計画も含めた（仮称）交通安全対策課を設置し、相談窓口も含めた対応ができないか、という質問に対し、議員指摘の（仮称）交通安全対策課を設置し、窓口業務の一本化を図ることは極めて重要な提案であり、時代の移り変わりとともに市民の目線に立った行政へと変革していかなければいけないと、私も常々感じている。指摘の（仮称）交通安全対策課も、今後、市民の観点から見直すべき行政のあり方の一つの事例であると考え、積極的に取り組んでまいりたいと、当時、市長は答弁しておられます。

また、土木都市建設部長も、交通安全対策課というものが、総合的な窓口というものを今後の行政課題と考えているとおっしゃいましたが、その後、防府市の市民の皆様を守るという点から、行政の不断の努力は、どのような方向で進んでいるのか、この件に関しては却下し、今までどおり進めていくのか、御所見をお聞かせください。

また、児童の安全を確保するため、平成19年から、小学校周辺安全・安心舗装事業で、通学路の歩道部分のカラー舗装整備に着手しています。現在も順次整備を進めている大変よい事業と思いますが、児童の安全を確保するために、少し見方を変えますと、学校から離れた道路を横断しなければいけない箇所や、ドライバーから見にくい横断歩道へも目を向けることも大切ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

集団下校する児童や「みまわり隊」の方がいらっしゃる箇所は、ドライバーも目につきやすいのですが、クラブ活動等で少し遅れて帰る児童も中にはいます。家までの帰り道、街灯のない、ドライバーからも見えにくい横断歩道もあると把握します。子どもたちや高齢者の安全を考えるのであれば、今後、率先して対応していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

内閣府より、「平成23年秋の全国交通安全運動」が9月21日から30日までの10日間と公表されています。最後の30日は、交通事故死ゼロを目指す日です。この秋の交通安全運動の基本テーマは、子どもと高齢者の交通事故防止と定められ、秋口における日没時間の急激な早まりなどを考慮し、3つの全国重点を定めています。

少子化が進む中、時代を担う子どものかけがえのない命を社会全体で交通事故から守ることが重要であること、また、交通事故死者数全体に占める高齢者の割合が初めて半数を超える交通事故状況に的確に対処するため、子どもと高齢者の交通事故防止を運動の基本としています。ぜひ防府市らしい、こだわりを持った安全対策の実施をしていただきたいと思いますのですが、御所見をお聞かせください。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 次に、交通安全対策の設置についての御質問にお答えいたします。

交通安全対策につきましては、第四次防府市総合計画の策定時に実施いたしました市民アンケートにおいて、重要度の高い施策としての結果が出ており、市民の皆様の関心も高いものと理解しております。そこで、基本計画におきまして、「交通安全・防犯対策の推進」として位置づけ、施策の基本方針や目標指標などを示すとともに、施策の展開として、交通安全意識の啓発、交通安全環境の充実、防犯意識の高揚及び防犯施設の充実を掲げ、各種事業に取り組んでいるところでございます。

現在、交通安全対策の事務分担につきましては、交通安全運動の推進事務、安全会議に関する事務などのソフト事業は生活安全課で、道路の維持補修及び交通安全施設整備や道路相談などのハード事業にかかわる事務は道路課で対応しています。また、小・中学校の通学路等の交通安全対策につきましては、学校教育課が対応するなど、複数の課が連携して、交通安全対策全般にわたり対応しているところでございます。

議員御提案の、各部の交通安全対策を包括する所管課として、（仮称）交通安全対策課を設置し、総合窓口として幅広く対応していくことにつきましては、市民の視点に立った御指摘であり、効率的な行政組織を構築する上で重要なことと考えております。

昨年、御提案をいただいた後、交通安全対策に関する総合窓口の設置を検討してまいりましたが、業務が先ほど申し上げましたように複数の課にわたることから、まずは交通安全対策を総合的に検討する全庁的な組織を構築し、交通安全対策に係る予算、あるいは各課の意見等を調整してまいりたいと考えております。

議員の御提案につきましては、今後、十分考慮し、全庁的な組織として検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（行重 延昭君） 12番、山田議員。

○12番（山田 耕治君） 前向きな御答弁をありがとうございました。

○議長（行重 延昭君） 質問者、ちょっと土木都市建設部長が、答弁の追加があるよう
でございますので、ちょっとお待ちください。土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（権代 眞明君） ただいまの2番目の児童や高齢者の安全を確保す
るために学校から離れた道路を横断しなければならない箇所や、ドライバーから見にくい
横断歩道への行政としての取り組みについての御質問でございますが、こうした場所の横
断歩道での、特に夜間の安全性の確保につきましては、交通安全の観点から必要不可欠
であると認識いたしております。

御要望のありました箇所につきましては、その現地を調査し、危険性や必要性を考慮し
た上で対応いたしているところでございます。御要望箇所によっては、交差点等の道路の
形状により、照明灯が望ましいのか、または横断歩道への埋め込み式の反射鏡、いわゆる
フラッシュマーカーと申しますが、のほうが効果があるのかなど、地域の皆様からの御意
見をお聞きしながら、警察署と関係機関との連携を図り、順次整備を進めてまいります
ので、御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 12番、山田議員。

○12番（山田 耕治君） ありがとうございます。2011年6月、日本損害保険協
会が、自動車保険データに見る交通事故の実態を公表しております。2009年度の交通
事故による経済的損失は、何と3兆2,069億円だそうです。大変な金額ですが、防府
市の交通事故の実態について教えていただければと思います。

ある事故調査で、駐車場での事故が多いというデータがありました。最近どこにでもあ
るコンビニ等、車での来客が多い箇所での事故です。もちろん車両同士や車両と二輪車、
車両と歩行者も含まれますが、頻繁に車両や二輪車、歩行者の多い庁内での事故件数の推
移を把握されていらっしゃいましたら教えていただけますか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 庁舎敷地内での交通事故というお尋ねでございます。

今、把握している中では、来庁者同士の事故というものはございません。そのほか1件
ほど、公用車を来庁者の方に誤ってちょっと接触させたという事故が1件ほどありました
ことを記憶しております。そのほか、公用車置き場のほうでございますが、公用車同士の
ちょっとした接触とかいったものについては、年間1件程度はございます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 12番、山田議員。

○12番（山田 耕治君） 庁舎での事故件数は少ないという御回答でございました。この4日の日曜日に、庁舎の駐車場を利用させていただきました。ありがとうございます。庁舎や駅周辺、桑山の清掃ボランティアに参加させていただきましたが、朝からのボランティアでしたが、日曜日の庁舎駐車場に車をたくさんとめられているのにびっくりした次第でございます。

やはり、こういう駐車場での事故とかを、庁舎から、皆さんに気をつけていただくというのも私は手じゃないかなというふうに思いまして、一つ御提案をさせていただきますが、庁舎の入り口にでも、例えば25キロ未満の速度制限標識等も検討していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 駐車場の入り口に制限速度規制を掲げたらどうかということでございますが、今、庁舎の駐車場内に敷地内、いわゆるその「減速」といった、そういった表示板を今2カ所ほど、取り付けているところでございます。今後、ちょっと数字的なものを示して、実際にやるということがなかなか難しゅうございますので、そういった、今現在お示ししております「庁内徐行」、こういった看板を各所に立てることで対処してまいりたいと考えます。よろしくをお願いします。

○議長（行重 延昭君） 山田議員。

○12番（山田 耕治君） ぜひ協議していただいて、私個人としては、やはり庁内から市民の皆さんにも、やっぱり気をつけんにゃいけんのよと、駐車場での事故が多いよという啓発も含めてやっていただきたいというふうに、再度、お願いしておきます。

児童や高齢者の安全を確保するために、以前一般質問で、道路へ埋め込みタイプでフラッシュマーカー等の検討をしていただく御要望をいたしました。そのようなことも考えておられるというような答弁だったと、今、聞きましたので、このほうはしっかり検討して、皆様の御要望だけじゃなくて、やはりそういう危険な箇所というのを道路課のほうでよろしいんで、しっかり把握していただいて、率先してつけていただく方向にしていきたいなというふうに思います。

悲惨な交通事故ですが、60%以上が夜間で実は発生しております。現在、高齢者の事故も多く、高齢者と二十歳の若者を比較した場合、60歳の目では二十歳の人に比べて3倍の明るさが必要だそうです。70歳の人と比較した場合は3.5倍、80歳では4倍の明るさが必要と言われております。確かに太陽電池式の自発光型の道路鏡は、金額的に1万円から5万円ぐらいすると思いますが、これにこだわらず、ライトに対しての反射型、キャッツアイと言われておりますが、そのようなものも検討していただきたい。夜間にヘッ

ドライートの光をドライバーに向けて反射するため、街灯がないところや道路の勾配等で把握が困難な横断歩道等での事故が軽減されると思います。

夜間、早目のライト点灯も促している中で、こういったものがあるから未然に事故が防げますよともいえるのではないのでしょうか。このタイプは金額も安く、私が調べたところ一つが2,700円ぐらいだったと思います。100カ所つけても27万円でございます。学校から離れた道路を横断しなければならない箇所や、ドライバーから見にくい横断歩道へも目を向け、そのような箇所に暫定でも市がつけるべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（権代 眞明君） 今、御指摘がありましたように、ライト反射型のライト、こういったものも、いろんなさまざまなタイプがございます。ガードレールの柱に取り付けるタイプ、あるいは地柱に埋め込めるタイプ、こういったものがたくさんございますので、必要な箇所については、やはり順次対応していきたいというふうに考えております。

○議長（行重 延昭君） 山田議員。

○12番（山田 耕治君） 前回も言ったんですが、しっかり検討していただくというように、前回もそういう回答でございました。再度言います。しっかり検討していただいて、行政主導型でやはり市民を守るといふところから、しっかりと考えていただいて実践していただきたいというふうに申しておきます。ぜひ防府市独自の安全な道路行政の取り組みとして、実践していただきたいという要望を再度しておきます。

防府市の皆さんを守ることに対し、今後もぜひ不断の努力を継続していただきたいと、また努力をしていただきたいというふうにお願いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 以上で、山田議員の質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

午前11時57分 休憩

午後 1時 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。午前中に引き続き一般質問を続行いたします。

次は、15番、弘中議員。

〔15番 弘中 正俊君 登壇〕

○15番（弘中 正俊君） 明政会の弘中でございます。体調を崩しまして、しばらく一

般質問から遠ざかっていましたが、体力もかなり快復してきましたので、通告に従いまして順次質問をしますので、執行部におかれましては、明確かつ積極的な回答をお願いいたします。

それでは、まず1番目の項目について質問をします。

大きな項目で、児童に対するいじめや虐待と自殺について、その中で1点が、育児期にある親への育児教育が学校においてどのようになされているのか、またどのような計画がなされているか。

2点目として、児童の実態把握は、教師だけではなく地域ぐるみで取り組むべきだと考えられるが、市内の学校の現状はどうか。市当局ではどう考えているか。

3点目は、いじめ等による自殺が社会問題になって久しいが、死亡原因は多くは不明として処理されている。いじめによる自殺についての本市の実態と、いじめに対する対策はどのようになっているか。

では、昨今、報道機関等で取り上げられているゆゆしい問題の一つに、家庭内における児童の虐待があります。何よりも愛されるべき子どもが、家庭内において、しかも最も信頼し、依存している父親や母親の養育怠慢ないし拒否によって、十分な食事も与えられず、朝食抜きの生活を強いられたり、服装の不清潔はまだしも、暴力によって身体的にも精神的にも被害をこうむるばかりか、時には死に至らしめられるというような言語道断な事例が報じられています。

平成18年末には、教育基本法が約60年ぶりに全面的に改定されましたが、これは昭和50年代の社会状況の大変動による諸問題の惹起にかんがみ、教育改革に取り組み、さらに学校教育だけでなく家庭教育、ひいては地域での教育の重要性が叫ばれ、国民全体が連携・協力して改革に取り組むべきという認識に立って、特に家庭教育という1項が特設され、その危機的な状況が示されたものであると言わなければならないであります。

近年、少子化や核家族化に伴う育児不安や子育ての孤立化によって、家庭をめぐる問題が複雑化・深刻化したとはいえ、親が子どもの教育について第一義的責任を果たすべきものであることには変わりないはずでございます。ところが、その親が責任放棄ないし虐待行為を行うに至っては言葉を失うばかりですが、健全育成委員会の調査によれば、児童虐待の存在が3割にも及んでおり、その発見者も6割が学級担任であると報告されております。

しかしながら、これまでは、このような事実が他人事のように見られている向きがありました。残念ながら昨年夏、県内でも児童虐待の事実がテレビで放映されたことは、既に御承知のとおりであります。事ここに至っては重大な決意をもって、これに対処してい

かなければならないと思います。しかも、この事実は氷山の一角に過ぎず、その根は深く、広いものであろうと認識せざるを得ません。

さて、この事実を考えるに当たっては、虐待する親の側に関する問題点と被害を受ける児童の側との二面があると考えられます。まず、親のサイトですが、児童虐待というと、殴るなどの暴力だけが想定されますが、もともとの意味は、親権の濫用、誤用ということであり、親は、幼い子を保護する権限と責務があるはずで、その権限を逸脱した行為をすることが児童虐待にあるのです。

全国の児童相談所に2010年度に相談が寄せられた児童虐待の件数は5万5,152件で、過去最多だということが厚生労働省のまとめでわかっています。児童虐待防止法が施行されて、潜在的な虐待が表面化した結果だとも指摘されていますが、これは大きな衝撃だと言わなければなりません。

また、最近の傾向として、発見されにくいネグレクト（育児放棄）や精神的虐待も増えていると言われていています。このような虐待を主な原因として、貧困、孤立、親の未成熟などが挙げられますが、一つには、家庭と地域との結びつきの弱さも指摘されます。この年齢の子どもを持つ親は、さきにも述べたように、昭和50年代の混乱期に生まれ、育った人たちが大半を占めています。

以上のような現状を踏まえてお尋ねしたいことの第一は、この世代の親に対して、どのような教育が行われているかということであり、特に学校において行われている保護者教育についてお尋ねします。

また、他市では、学校だけでなく、いろいろと支援体制ができております。例えば宮崎県延岡市において、複雑な環境下でありながらSOSを出せない家庭に対して、まちの支援だけでなく積極的な支援として、家庭教育手帳を作成・配布し、家庭におけるルールづくり等を行っており、また大阪府茨木市では、サポーターが家庭訪問等を行っており、和歌山県橋本市においては、家庭教育支援室を設置して、関係者の協議会や講習会などを実施しているようです。

さきに述べた教育基本法の家庭教育に関連する規定においても、「国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他、家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない」とうたっています。虐待の問題だけでなく、子どもを育てる上で学校と教育・家庭・地域が連携していくことは、大変重要なことでもあります。そこで、本市におきましては、学校と家庭・地域の連携におきまして、どのような施策が講じられているのか、現状をお聞かせ願いたいと思います。また、今後どのようにしていかれるのか、それもあればあわせて提示していた

だきたいと思います。

次に、第二の側面である児童に対する対策であります。これは何といたっても早期に、まだ深刻にならないうちに実態を把握して対処することが大切であることは、当然です。前述したように、虐待について児童の異常の発見の6割は教師の手によるものだと言われており、私も学校現場における把握が一番であると思っております。学校での、虐待の早期発見について、市内の学校の現状を教えてくださいたいと思います。

次に、最近の統計によりますと、自殺者の数が毎年増加していると言われていています。その中に、児童虐待に起因すると思われる子どもの自殺が報道されるたびに、耳を疑いたくなるのは私だけでしょうか。今から将来ある青少年がみずからの命を自分で縮める行動が、最も信頼し、頼りにしている保護者の行為の結果によるものとは、どうしても考えられません。しかしながら、残念ですが、それが現実として起きているのです。

それと同時に、子ども同士のいじめによる自殺も社会問題となってから久しい現在、昔ながらのいじめっ子が減る一方で、いじめる側といじめられる側とに明らかな差がなくなり、その結果としていじめが起りやすくなっていると指摘されています。これはともに相手の心の痛み鈍感になっていることが原因であると言わなければなりません。

また、自分がいじめられていると訴えることが恥ずかしいと思う子どもが増え、悶々と悩んだ結果、死を選ぶ場合もあり、こうした実態が把握を困難にしているとも言われています。人間にとって、特に将来ある子どもたちが、みずから命を絶つという行為をなおざりにしてよいものでしょうか。こうした人間の根幹にかかわる問題が、本市では起こっているのか、お尋ねいたします。また、あわせて自殺の原因となるいじめについて、その対策をどのように講じておられるのか、お尋ねします。

○議長（行重 延昭君） 15番、弘中議員の質問に対する答弁を求めます。教育長。

〔教育長 杉山 一茂君 登壇〕

○教育長（杉山 一茂君） 児童に対するいじめや虐待と自殺についての御質問にお答えいたします。

まず、学校において行われている保護者教育についてお答えします。

学校において行われている保護者教育といたしましては、就学児童を持つ保護者を対象にした子育て講座がございます。この講座は、小学校入学前に行われる就学時健康診断の機会を利用して、市内すべての小学校で開催されておりまして、その研修内容は、親としての子どもへの接し方が中心でございます。

また、思春期の子どもの問題行動等に悩みや不安を持つ保護者を対象とした思春期子育て講座を、市内各中学校のPTA研修会、保護者会、そういうときなど、そういう機会を

とらえて開催をしております。さらに、PTAと連携いたしまして、PTA総会、学級懇談会、学校保健委員会等において、親としてのかかわり方や子育てに関する情報を共有する場も持っております。

次に、学校と家庭・地域の連携において講じられている施策と今後の取り組みについてお答えいたします。

現在、各学校では、授業での学習支援、職場体験学習の受け入れ、登下校の見回りなど、さまざまな教育活動において、家庭や地域の方々の御協力や御支援をいただきながら、子どもたちの成長を支えるための取り組みが行われております。今年度は、学校支援ボランティアを組織化するために、PTAや地域のボランティアの皆様を登録した学校支援人材バンクの整備が各学校で進められているところでございます。

今後の取り組みについてですが、本市では、学校の教育力を一層向上させるために、平成24年度中には、市内全小・中学校をコミュニティ・スクールに指定いたします。コミュニティ・スクールに指定することで、学校・家庭・地域の連携がさらに強化され、教員の子どもと向き合う時間が増えますので、個に応じた、よりきめ細かな教育ができると考えております。

続きまして、学校での虐待の早期発見についてお答えをいたします。

学校においては、虐待の早期発見のために学級担任が中心となって、日ごろから児童・生徒一人ひとりの観察に努めております。その中で、虐待と思われるようなあざや傷を見つけた場合には、すぐに教育委員会に報告することとしており、状況によっては、子育て支援課や児童相談所に通告しています。

なお、教育委員会では、虐待が疑われる場合には、報告の前に必ず患部の写真やスケッチ等の記録を残すように、学校に対して指導をしております。

最後に、本市における、いじめを原因とする自殺の実態と自殺の原因となるいじめに対する対策についてお答えいたします。

本市におきましては、これまでいじめによるものも含めまして、小・中学生の自殺はございません。自殺の原因となるいじめをいち早くキャッチするために、各学校では日常的な児童・生徒の行動観察に加えまして、児童・生徒の日記や家庭との連携等を通じまして、子どもや保護者からの声を受けとめるとともに、いじめの把握を主目的とした生活アンケートを2週間に1回以上の頻度で実施しております。

また、定期的に一人ひとりの児童・生徒と教育相談を行ったり、スクールカウンセラー活用事業を利用したりして、心の悩みを抱えた個々の児童・生徒や保護者への対応をするなど、相談体制の充実にも努めています。

このように、各学校では、いじめの未然防止や早期発見のために、児童・生徒の状況把握や相談体制の充実に努めますとともに、日ごろから人権に配慮した指導を行うなど、いじめを絶対に許さない学校づくりに努めているところでございます。

防府市教育委員会といたしましては、今後も児童・生徒一人ひとりを本当に大切にしたい、みんなが安心して登校できるいじめのない学校づくりを推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 15番、弘中議員。

○15番（弘中 正俊君） 御回答、ありがとうございます。

今、やはり家庭教育ということ、これが載ってまいりましたけれども、やはり家庭の教育力というのが非常に低下してきております。それで、やはり一番大切なのは、このような虐待とか、いじめとか、そういうことが起こってくるのは、やはり親の態度であろうと、そのように考えざるを得ません。ですから、特に家庭の教育力を高めていただくように、施策を十分考えていただきたいと、このように考えるところでございます。

今、るる御回答がございましたけれども、虐待に対して、いろいろと親に対しての育児教育というのは、今、どのようになされておられるか。回答の中にもあったと思いますけれども、もう少し詳しく御答弁願いたいと思っております。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 虐待に対する家庭への教育、私どもは虐待の早期発見、あるいは未然防止ということで、学級担任を中心に、子どもたちの様子、毎日の、日々の健康観察等、努めておりますが、そうしたところでの何かありましたら、学級担任、さらには教育相談担当、あるいは生徒指導、そうしたものも、事によっては、先ほど申しましたが、スクールカウンセラー、そうした専門家の力をかりながら対応に当たっております。

もう一つ、これはすべての学校ではございませんが、例えば学校によりましては、学校の児童・生徒健全育成ということで、地域の民生委員の方、あるいは保護司の方にお集まりいただきまして、具体的に問題のあるそうした子ども、あるいは家庭について、どういうふうにしたらいいか、そういう相談する機会も持っております。ただ、いわゆる家庭の教育力を高めるための啓発といった意味での、家庭教育力向上のための施策というのは、今のところまだ、これといったものはございません。私も今後、また、議員の御指摘を受けとめまして、考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 15番、弘中議員。

○15番（弘中 正俊君） 御回答ありがとうございます。やはり家庭の教育力の啓発というんですか、そういうことを今おっしゃいましたけれども、特にその点について、十分推し進めていただきたいと、かように思っております。

次に、学校での虐待の早期発見についてでございますけれども、先ほど述べられました早期発見についての、4点申されたと思うんでございますけれども、一つには、学級担任の観察ということ、もう一点は、虐待と思われる事案の市教委への報告、もう一点は、市教委から子育て支援課、児童相談所への通告、それからもう一点、虐待状況の記録、そういうことを申されたと思います。

それは、当然のことでやっていただきたいと、このように思いますが、文部科学省が平成18年6月5日に、「学校等における児童虐待防止に向けた取組の推進について」という通知を出しておる。さらに平成22年1月26日には、「児童虐待防止に向けた学校等における適切な対応の徹底について」という通達を出しています。その中の同法第6条1項に「児童虐待にかかわる通告で児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかにこれを市町村、都道府県の設置する児童福祉事務所、または児童相談所に通知しなければならない」となっている。また、文部科学省は、平成16年に虐待の確証がなくても児童相談所などへ通報するように通知されているが、学校は実際にどの程度まで実施されているのでしょうか。

というのは、見ますと、児童相談所に、最近、学校からの通知というんですか、それがだんだん減ってきている、減少してきているということが書かれておりました。で、学校は今言いましたように、この通知の内容で、必ず児童相談所には通告しなければならない。そのことについて、教育委員会は、よく学校なり、また学校の先生方によろしく、強く徹底しておるのかと。また、この山口県の児童相談所に、当市の学校からどのぐらいに通知をされているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 児童の虐待をいわゆる発見した場合は、速やかに児童相談所、または市町村、都道府県の設置した福祉事務所に通告することという議員の御指摘の件ですが、私どもそうしたことがあったときは、発見したときは、速やかにやっぱり通告するという、そうした指導は、各学校にしております。ただ、発見という、そうしたことが、なかなか難しい場合もございます。

私も1年前まで学校現場にりましたが、私の前勤務校ではなくて、今まで勤務した学校の中でなかなか親が子どもに会わせてくれない、そうした家庭もございます。そういうもう極端な例を申しますと、すまんが携帯の写真を撮ってきてくれということで、子ども

の元気な姿を見て写真を見て、生きている、ただそれ以上のことがなかなか学校現場の者としては踏み込めない、そうした難しさもあります。

そうしたときには、やっぱり今、防府市でしたら、子育て支援課、あるいは児相のほうに相談しております。ですが、しておりますが、なかなか、連携しながらやっているんですが、なかなか思い切ったいわゆる取り組みができない、そういう難しさも実際のところございます。ですが、議員御指摘のそうした通告等については、再度また現場のほうへ指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 15番、弘中議員。

○15番（弘中 正俊君） やはり難しさというのが非常にあると思いますけれども、やはりよく今通達されておりますとおり、ひとつそのところは、よろしくお考えいただいて実行していただきたいとこのように思っております。

それから、回答の中にもありましたけれども、児童虐待の早期発見、対応については、学級担任、また生徒指導担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラーなど、教職員等が協力して状況把握に努められておられることとは思いますが、現状といたしまして、スクールカウンセラーは各学校に勤務しているのかと、それから年間に相談件数というのをお尋ねしたいと思うんですけれども。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 私ども教育委員会が受けた報告は、22年度が5件、23年度（一学期）が1件、そのうち児相へ通告したものの、22年度5件、23年度1件、すべて通告しております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 弘中議員。どうぞ。

○15番（弘中 正俊君） 御回答をいただきまして、やはり児童相談所にちゃんとお知らせしていただいているということをお耳にしたことは、非常にありがたいことだと、これからも大いにひとつ頑張ってもらいたいと、このように思っております。

それから、自殺者数といじめに対する対策について、本市における自殺者が過去5年間皆無であることは非常に喜ばしい。また対策もいろいろ考えられており、大変結構なことだと思います。しかしながら、県全体、または全国的に見ると、いじめや虐待に起因すると思われる児童・生徒の自殺が、増加の傾向であるように報じられています。そこで、具体的な対策をしっかりと立てて実施され、痛ましい事態が起こらないよう、事前に具体的対策を実行していただきますよう、重ねてお願いいたします。

それから、先ほどの御回答の中にもありましたけれども、学校もよく対処していただかなきゃならないということも、関連質問ではございますが、健康福祉部のほうにお尋ねしたいと思いますけれども、防府市の自殺の現状と対策は、どうなっているか、ひとつ健康福祉部、よろしくお願いします。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 防府市におきましては、平成18年度で13人、19年度で33人、20年が18人、今、統計がとれているのはそのぐらいです。

それで、自殺の性別でございますけれども、男性のほうが女性の倍ぐらいの傾向で、また年代別では、50歳代、あるいは60歳代という順番になっています。また、原因・動機につきましては、健康問題並びに経済問題が大きな部分となっています。

市としての対策ですけれども、22年度に庁内に、うつ病自殺予防対策庁内連絡会議を設置いたしまして、このような現状を確認しつつ、対策を協議しているところでございます。現在やっておりますのは、啓発によるパンフレットを作成したり、いわゆるセミナー等々を開催して、少しずつでも対策を講じていこうとしております。

それと、ことし、市の保健師、あるいは学校の先生、学校の養護の先生、企業の関係者、ケアマネジャー等々によります相談を受ける側の専門職に対しまして、スキルアップのためにゲートキーパー養成研修というのを年2回計画しておりまして、8月4日に1回目を終了して、また今年度もう一遍、やる予定でございます。緒についたばかりなものですから、今から先、一生懸命やっていきたいと思っています。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 15番、弘中議員。

○15番（弘中 正俊君） 御回答、ありがとうございました。

もう一点、質問をいたしたいと思っておりますけれども、防府市の虐待の実態についてお尋ねしたいと思っております。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 先ほど、教育長の答弁もありましたが、私どもはそれらを全部含めて、小さいお子さんから小学校ぐらいまでは、私どもの子ども相談室のほうに虐待の相談が参ります。22年度で、件数で117件、その117件に対しまして、何遍も何遍もお話ししたり、相談しておりますので、いわゆる相談回数というのは、2,000回を超えるような状況になっています。

例えば、近所の子がよく泣いているとか、あるいは、先ほどありましたように、学校のほうから、あるいは保育園・幼稚園のほうから、あざがあるとか、そういうのが入ってき

ましたらば、その、いわゆる保護者のほうに会いに行ったりして、いろいろと外部で検討しながら、虐待ではない部分もありますので、すべて検討しながら、一つずつ、解決までいかない部分もありますけれども、芽を摘んでいこうとしているわけですが、さっき言った117件の中で、どうにも市に余ると、市の対応ではできないということになりますと、山口中央児相のほうへ送るといふ、ケースごと送るわけですが、その件数は約1割程度は、山口の中央児相のほうへ送っていると。残りの9割については、何とか市のほうでまだ対応ができていくという状況でございます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 15番、弘中議員。

○15番（弘中 正俊君） どうもありがとうございました。学校における虐待、それに比べると、やはり就学前の子どもにおける虐待が非常に多いわけですね。だから88%ぐらいは、就学前の乳幼児であるというようなことが出ておりますので、特に健康福祉部のほうで、これからしっかりと、その点を踏まえて、虐待防止、または虐待の対策、そのことに対して、よろしくお願ひしたいと、このように思っております。

○議長（行重 延昭君） この項は終わりですか。

○15番（弘中 正俊君） では、この項についての質問は終わります。

○議長（行重 延昭君） では、次の項について、どうぞ。

○15番（弘中 正俊君） それでは、続きまして、2番目の項目について質問します。

大きな項目としては、中1ギャップの現状について。中の1点は、中学校に入学すると、学校環境が大きく変わり、子どもは大きなギャップになっている。そのために起こる不登校の増加を解決する手立てとして、どのようなことが考えられるか。

2点目として、小学校での英語教育の必修化に伴い、中学校での一貫性はどのように考えられるかということでございます。これらを含む学校の実態として、小・中一貫の施策についてお尋ねしたいと思います。

小・中一貫教育の必要性について叫ばれるようになって、久しく日時が経過していますが、小学校を卒業して中学校に入学した時点で惹起している問題が多くあり、中学校生活に順応できない子どもがいますと言われています。これを児童・生徒の側から想像してみると、今までと学校環境が大きく変化していることは事実で、6年間親しんだ環境が急変することにより、戸惑いは、いずれの子どもにもかなり大きいものと思われると思います。そのために中学校生活に順応できないので戸惑ってしまう子どもが多いのではないのでしょうか。物理的な原因も多々あるでしょう。

小学校時代には、ほとんど一人の担任の人格によって評価されていたものが、中学校に

入学すると同時に、多数の教科担任によって、それぞれ違った人格に触れるわけです。そうした視野の広がりや、人格形成上必要なことだとは思われます。しかし、子どもサイドから考えると、これは大きなギャップであり、みずから乗り越えなければならない大きなハードルでもあるわけです。これはほんの一例に過ぎませんが、そのほかにもクラスメイトの入れかわり、部活動での上下関係の厳しさなど、数多くの原因や要素が存在するのではないのでしょうか。

教科内容の一貫性については、早くから考慮が払われてきているようですが、それとでも2回の課程には、差が大きいのではないのでしょうか。そうした幾つかの原因が重なって学校生活についていけない結果を生み出してしまうのではないのでしょうか。このあたりを何とかスムーズにクリアして、中学校生活にうまく順応できるような施策が求められるべきだと思います。

例えば、東京都杉並区では、中学校1年生の一学期に一泊二日の宿泊体験を実施し、生徒等の人間関係を築き、中1ギャップと呼ばれる問題を防ぎ、円満な学級運営につなげようとしています。また、中1の生徒が母校に出向いて、後輩の悩みを聞いたり、中学校の教員が小学校に行って出前授業を行うなどしている例もあります。

そこで、お尋ねします。中1ギャップによって起こる不登校の原因として、どのようなことが考えられるか、御教授ください。また、これらへの対策として、どのようなことが考えられ、実践されているのか、お聞かせ願ひ、何とか解決できるようにしたいと思いません。どうぞよろしくお願ひします。

なお、これらに関連すると思われる問題として、小学校での外国語活動が4月から必修化するのに伴い、中学校での英語指導との一貫性の問題が危惧されます。これも指導内容を誤ると、中1ギャップの一因になりかねません。指導内容、指導方法等に一貫性を持たせ、小学校での楽しい英語から、教科としての中学校の英語へ、子どもたちが無理なく移行し、順応できるようにするため、小・中それぞれがどのような配慮をしなければならないのでしょうか。教育委員会としての指導の観点と、その計画についてお聞かせ願ひたいと思ひます。

○議長（行重 延昭君） 答弁を求めます。教育長。

〔教育長 杉山 一茂君 登壇〕

○教育長（杉山 一茂君） それでは、中1ギャップの現状についての御質問にお答えをいたします。

まず、中1ギャップによって起こる不登校の増加の原因と解決する手立てとして、どのようなことが考えられているかについての御質問ですが、中1ギャップによって起こる不

登校の原因は、環境の変化によって起こる中学校生活に対する不適応、中学校から始まる部活動に対する不適応、また、小学校とは違う中学校の決まり等をめぐる問題や、第二次性徴に伴って起こる心身の健康上の不安などが主な原因と考えられます。そのような原因で起こる不登校を防ぐために、本市では、小・中連携教育の積極的な取り組みを推進し、小・中学校9年間を見通した切れ目のない指導体制の構築を図ろうとしております。

具体的な手立てといたしましては、中学校教員が小学校に出向いて授業を行ういわゆる出前授業を実施したり、小学校6年生が中学校の授業や部活動を見学したり、さらには、実際に先輩から中学校生活についての話を聞いたりする機会も持っております。また、小学校教員と中学校教員との情報交換会や合同研修会を計画的に行い、教員間の小・中連携も推進しております。

さらに、県教委による人事交流といたしまして、中学校の教員が小学校に3年間勤務した後、児童の中学校入学にあわせて同じ中学校に勤務するという人事異動を行い、中学校1年生をサポートしております。

次に、中学校入学後における不登校対応についての御説明です。

市内の中学校では、不登校の未然防止のために、校内の教育相談体制を充実させ、心の専門家であるスクールカウンセラーをすべての中学校に配置し、生徒や保護者へのカウンセリング、教職員への助言・援助を行っております。また、ことしから、よりよい学級づくりサポート事業といたしまして、市内全部の小学5・6年生、中学1年生を対象に、よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケートでございます「hyper-QU」の活用を始めました。このアンケートは、児童・生徒の内面も問題を見取り、心に抱えている問題の解消を図ることができるので、不登校を未然に防ぐことができると考えております。

次に、小学校外国語活動と中学校英語科との指導に関する質問についてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、本年度より小学校におきまして、新学習指導要領が全面実施となり、小学校5・6年生では、それぞれ年間35時間の外国語活動が行われるようになりました。この小学校の外国語活動と中学校の英語科では、それぞれのねらいがあり、その学習内容は活動に違いがございます。小学校外国語活動のねらいは、外国語を通じて言語や文化について体験的に理解を深め、コミュニケーション能力の素地を養うことですが、それに対しまして中学校の英語科では、外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことなどのコミュニケーション能力の基礎を養うこととございます。

学習活動につきましては、小学校では、歌やゲームを取り入れ、楽しみながら英語に慣

れ親しむ活動を大切にしているのに対しまして、中学校英語科では、話す、聞くの活動に加えまして、読む、書くといった4つの技能を修得する学習が中心となります。

小学校が体験を重視しているのに対しまして、中学校では4つの技能を修得し、理解を深めることを大切にしております。そのため、中学校では小学校の学習経験を生かしまして、身近な生活場面を表現活動に取り入れたり、読むこと、書くことへの抵抗をなくすために、音声による活動を十分に取り入れたりして、英語学習を行い、滑らかな接続を図っております。防府市教育委員会としても、来年度、中学校の英語科で使用する教科書につきまして、小学校外国語活動と中学校の英語教育のつながりを重視した採択を行いました。

また、今後も小・中学校の教員が互いに小学校外国語活動や中学校英語教育の指導内容、指導方法について理解や意見交換ができますよう、小・中学校間の連携をさらに進めてまいります。

議員御指摘のとおり、私も中1ギャップはみずから乗り越えなければならない大きなハードルであると思っております。しかしながら、個々の生徒の状況や求めに応じた適切な支援も、これまでどおり継続するとともに、小・中連携を積極的に推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 15番、弘中議員。

○15番（弘中 正俊君） ありがとうございます。平成23年度より、中学校において新学習指導要領が全面実施され……、もう一つ前に、一つお聞きいたしたいのは、小・中一貫校の構想について、どのように考えておられるか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 現在、小・中一貫校は、防府市内ではございません。ですが、富海小・中学校におきまして、教育課程を一貫したものにできないかという研究をしております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 15番、弘中議員。

○15番（弘中 正俊君） 今、御答弁いただきましたけれども、やはりこれからは、小・中一貫校の構想についていろいろ研究していく必要が、これからあるのではないかと、このようにも思っておりますから、よろしく願いいたします。

すみませんでした。平成23年度より、中学校において新学習要領が全面実施され、第5・第6学年で年間35時間、平均週1回の外国語活動が必修化されました。外国語活動においては、小学校では、音声を中心に外国語に慣れ親しませる活動を通じて、言語や文

化について体験的に理解を深めるとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成し、コミュニケーション能力の実用性のことを目的として、さまざまな活動を行います。

それで、ちょっとお尋ねいたしたいのは、現在、小学校のその英語教育の学習のあり方ですね。担任とALTがおられたんですよね。そういうところの関係ですね、どのような状態で学習しているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） ことしから小学校におきまして、5・6年生で外国語活動を行っているわけですが、今はまだ学級担任とALTと一緒にやる、あるいは教員同士がチーム・ティーチングでやる、そうした活動をとっておりますが、将来的には、先ほどもちょっと別なところで申しましたが、地域のボランティアで外国語ができる方も校区内にはたくさんいらっしゃると思いますので、そうした方の力もおかりしながら、いわゆるそうした外国語活動が、子どもたちが楽しく取り組めますように仕組みでまいりたい、そういうふうなまた協議会を持ちながら、どういうふうにあるべきかという、そうしたそれぞれの学校の活動の充実に努めてまいりたいと、そういうふうと考えております。

○議長（行重 延昭君） 15番、弘中議員。

○15番（弘中 正俊君） 時間がありませんので、はしよりますけれども、とにかくこれからは、中学校の英語学習を生かすには、中学校第一学年の英語科カリキュラムのこれから開発というのが必要になってくるのではないかなというふうな感じがしているわけですが、よろしく御研究のほどお願いしたいと思います。

時間がございますので、3番目に移らせていただきます。

○議長（行重 延昭君） 次の項目ですね。

○15番（弘中 正俊君） この項の質問は終わりました、次は、質問事項の、大きな質問事項でございますが、開発行為に伴う排水対策と公共施設の規則と管理についてお尋ねしたいと思います。

開発許可に関する権限は、従前は県知事の権限でしたが、昭和55年に3,000平方メートル未満、平成9年に1ヘクタール未満と、順次、権限の一部が移譲されてきました。ことし4月からは、開発許可に関する権限が全部防府市長に移譲されたことは、既に御承知のことと存じます。

近年になり、市街化区域境界から2キロメートル未満までの調整区域内も開発が可能となり、土地も安いことなどから、調整区域内での開発が盛んに行われるようになりました。昭和45年に都市計画区域の線引き、市街化区域、それから市街化調整区域を定めようと

して、市街化の促進を図る区域を定めております。しかし、このたびの規制緩和措置により、市街化調整区域内で開発が進んでおります。先人がまちづくりを効果的に進める一つの方法として、線引きをして、まちづくりを進めて、やられましたが、これからは、無秩序に市街化調整区域内で開発が進むのではないのでしょうか。

市街化区域内には、まだ開発の余地がある状況の中、土地の安い市街化調整区域内での開発が進んでいます。近年、防府市は、土地家屋の下落率が県内ではトップクラスではありますが、これもこのたびの規制緩和も、要因の一つではないのでしょうか。土地価格の下落は、固定資産税の収入減にもつながるものと思います。開発許可に関する権限が全部防府市長に移譲されても、開発の調査は、多分建築士会が確保している開発許可ハンドブックにより審査をしておられると思いますので、開発区域内の排水についてお尋ねします。

県建築士会発行の「開発許可ハンドブック（平成19年度版）」によると、調整池技術基準について定めており、開発面積が1ヘクタール以上のとき、この技術基準を適用するとあり、河川改修との関連条件もありますが、調整池技術基準により調整池を設置することとなっています。それぞれの小規模開発では排水評価はできていても、このような開発行為が何区域か行われ、ある区域がまとまり、1ヘクタールを超えるというようなことが考えられますし、1ヘクタールを超えなくても、かなりのまとまった規模の面積になります。

小規模の開発では、排水はほとんど道路側溝で計画されており、水は高いところから低いところに流れるので、下流地域では道路側溝を兼ねた排水路ではあふれ、また開発地域の排水を受ける水路もあふれ、現に被害が発生することになります。特に、調整区域内の開発による排水策は、ほとんどが農業用水路に排水されており、排水路は御存じのように下流になるほど水路は不足となり、このため水路から水があふれ、被害が発生することになります。

既に市街化区域内では、まとまった雨が降るたびに、小規模開発が複数箇所まとまったところでは排水路、施設的には用水路もあると思われませんが、あふれ被害がたびたび発生しております。調整区域内には排水路の整備が進んでおらず、排水路からあふれ被害が発生すると思われます。

5年前の平成18年3月に、用水路は1年の3分の2は排水路単独で、残りの3分の1は用水路、排水路兼用で利用しておいた施設が老朽化しており、公共的な排水路として市が整理することができないかお尋ねしましたが、その回答には、市長は用水機能を有する限り、受益者負担を伴う単市土地改良事業で対応すると言われました。開発により、排水を用水路にするため、施設の老朽化ではなく、用水路の排水能力が不足することにより、

排水路として改良整備も必要が生じるのではないのでしょうか。

そこで、開発許可に関する権限が、全部防府市長に移譲されたことにより、新たに防府市独自の開発許可にかかわる審査基準を設け、1ヘクタール未満の小規模開発についても排水の調整機能を有する施設を設ける等の検討をされたのでしょうか、お尋ねいたします。

次に、開発道路の帰属及び管理と市道路編入基準に関する規定……。

○議長（行重 延昭君） 要点のみにしてください。質問の要点のみにしてください。

○15番（弘中 正俊君） はい。どうも時間がオーバーになりまして、市長、ちょっと……。

○議長（行重 延昭君） 執行部、答弁を求めます。要点だけ簡単をお願いします……。

○15番（弘中 正俊君） じゃあ、なかなか難しいようでございます。時間的配分が誤りまして。じゃ、これで。

○議長（行重 延昭君） 答弁、次回でいいですか。文書質問かなんかでしてください。

○15番（弘中 正俊君） 時間が過ぎましたので、質問を終わらせていただきます。

○議長（行重 延昭君） それでは、答弁につきましては、時間が来ましたので、またの機会にお願いしたいと思えます。

以上で、15番、弘中議員の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 次は、16番、大田議員。

〔16番 大田雄二郎君 登壇〕

○16番（大田雄二郎君） こんにちは。明政会の大田雄二郎でございます。3月11日に発生した東日本大震災から6カ月が経過し、9月7日現在で死者1万5,774人、行方不明4,227人、避難者8万2,945人という震災被害状況です。また、今回の台風12号での被害状況は、死者54人、行方不明者56人です。被害を受けられた皆様にお見舞いを申し上げます。また、お亡くなりになられた方々に心よりお悔やみ申し上げます。

それでは、通告の順に従い質問をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

最初に、市消防団が財団法人日本消防協会最大の功績である特別表彰「まとい」を受章したことについてお聞きします。

平成21年7月21日に、防府市で集中豪雨災害が発生し、1週間にわたり防府市消防団員が行方不明者の救助活動を行いました。みずからの地域はみずからで守る「郷土愛護」の精神でよく頑張ったと、特別表彰「まとい」を日本消防協会から認定され受章しました。日本全国には、2,474の消防団がありますが、その中で10の消防団が特別表

彰「まとい」の受章に至った経緯についてお聞きします。

次に、消防団員の定員増についてお聞きします。

平成21年7月21日の防府市の集中豪雨災害では、国道262号線の勝坂で消防本部車両3台が流され、消防職員13人が一時行方不明になりましたが、無事救出されました。また、3月11日の東日本大震災での消防団の死者と行方不明者は251人です。そのため、公務災害補償と共済基金掛金として929万1,000円が9月補正予算(案)として議案提出されています。消防団員と消防職員は、市民の安全・安心のために命がけで頑張ってくださいしています。市民は、ありがとう消防団、ありがとう消防職員と感謝しています。

現在、消防団員の定員は、条例で408人となっており、実際の人数は9月1日現在で400人の状況です。そこで、消防団員の定員を増やすことについてお聞きします。

○議長(行重 延昭君) 16番、大田議員の質問に対する答弁を求めます。消防長。

○消防長(秋山 信隆君) 日本消防協会特別表彰「まとい」の受章についてお答えいたします。

議員御案内のとおり、本市消防団が、本年2月24日に財団法人日本消防協会から特別表彰「まとい」を受章いたしました。この賞は、昭和54年に創設されて以来、全国の消防団の中から毎年10消防団に限り授与されるものであり、消防団にとって最高の名誉ある賞でございます。

受章要件は厳しく、全国の消防団の中から限られた消防団のみが対象となるものですが、本市消防団は、昭和30年に日本消防協会「表彰旗」を受章してから、長年にわたる日ごろの活動実績が認められたことに加えて、平成21年7月21日に発生した中国・九州北部豪雨災害での救助・捜索活動等が評価を受け、受章の栄に浴したものでございます。

この栄誉ある「まとい」を受章できましたことは、消防団はもとより、本市にとりましてもこの上ない喜びでございます。市民の皆様にも受章の御報告をするため、市ホームページに掲載し、「まとい」につきましても、市役所4号館の1階ロビーに展示しておりますので、ぜひごらんいただきたいと存じます。

次に、消防団員の定員増について、お答えいたします。

現在、本市消防団員の定数は、条例により408人と定められており、平成23年9月1日現在の実員数は400人でございます。消防団の分団数、定数につきましては、条例が制定された昭和24年は10分団(323人)でありましたが、その後、昭和37年に13分団(408人)となり、現在に至っているところでございます。

消防団の定数増についてでございますが、一昨年のような大規模災害の場合には、県内

相互応援協定による対応で対処することとしており、また、消防本部の充実強化を計画的に図ってまいったところでございます。車の両輪であります消防本部と消防団が、連携して任務に当たっておりますので、現在の定数で本市における消防の責任は、十分果たしていけるものと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 16番、大田議員。

○16番（大田雄二郎君） ありがとうございます。定員については、今、消防長のほうは現状でということで答弁されましたけれども、これは、もう少し前向きな答弁を期待していただきましたので、引き続き検討していただくと。しかも、防府市民のほうから定員を増やしてほしいと、そういう要望がたくさん上がっていますし、私もそう思いますので、定員を増やしてほしいと。

次に、再質問、いかせていただきます。

8月にヒゲの隊長で有名な自衛隊OBの佐藤正久参議院議員が防府に来られ、「ありがとうございます自衛隊」という演目で講演会をされました。福島県出身で、3月11日の東日本大震災後、50回以上被災地に入っておられるだけあって、被災地の現状がよくわかりました。聞いている人も皆、涙を流して感動していました。また、防府に来ていただいて、市民や小学生、中学生、高校生等に講演していただきたいと思います。そうすれば、消防団員や消防職員、自衛隊員、警察官、公務員等の公の仕事を目標にする若い人が増えると思います。

ここに、佐藤正久参議院議員が書かれた「ありがとうございます自衛隊」の本、これは定価、本体760円と消費税ですけれども、その本と、よく市長がおっしゃる山下文男さんが書かれた「津波てんでんこ」、これは定価が1,600円と消費税ですけれども、この本を持ってきました。この本を市民と消防団員や消防職員、自衛隊員、警察官、公務員等に読んでもらいたいと思います。この件についてお聞きします。

○議長（行重 延昭君） 消防長。

○消防長（秋山 信隆君） 内容をちょっと吟味いたしまして、検討したいと思います。

○議長（行重 延昭君） 16番、大田議員。

○16番（大田雄二郎君） それでは、消防長のほうはそういうお答えですので、市長、ちょっとよろしいですか。「津波てんでんこ」を。市長、「津波てんでんこ」をよくおっしゃいますけれども、市長も読んでおられると思いますが、これを一言ちょっと、御意見をいただければと思いますが。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 通告をいただいておりますので、十分な答弁はできないと思いますが、議員のお気持ちはお気持ちとして、私も受けとめさせていただきたいと思いません。

○議長（行重 延昭君） 16番、大田議員。

○16番（大田雄二郎君） 次に、スポーツセンターグラウンドと、西植松農村公園の日よけ対策についてお聞きします。

第50回子ども会ソフトボール大会が、防府市子ども会育成連絡協議会主催で、8月7日にスポーツセンターグラウンド、E、F、G、Hで開催されました。18チームが参加して、午前9時に試合が開始され、午後3時からの決勝戦まで、小・中学校の選手、保護者、役員等が熱中症にならずに安心しました。子どもたちもいい笑顔でした。当日の天候は曇りであったことがよかったと思います。

ところが、翌日は晴れで、日本各地で熱中症により野球選手やサッカー選手が救急車で運ばれる事態となりました。一日違いで天と地の差が出ました。温暖化の影響で来年も猛暑が予想されます。そこで、市民の安心・安全のためにスポーツセンターグラウンドのA、B、C、Dにある屋根つきの日よけベンチと同じものをE、F、G、Hにも新設することについてお聞きします。

また、西植松農村公園にも屋根つきの日よけベンチを新設してほしいとの要望が、市民からたくさん出ていますが、市の担当者と協議したところ、屋根つきの日よけベンチの新設は、建築物に該当すると思われるので不可能とのことであれ、樹木ならば可能とのことです。そこで、西植松農村公園の日よけ対策についてお聞きします。

○議長（行重 延昭君） 執行部の答弁を求めます。教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） スポーツセンターグラウンドと、西植松農村公園の日よけ対策についての御質問にお答えいたします。

初めに、市民の安心・安全のために、財団法人防府スポーツセンター北側運動広場のA、B、C、Dコートにある屋根つきの日よけベンチを南側運動広場のE、F、G、Hコートにも新設することについてでございますが、北側運動広場は、防府市体育館「ソルトアリーナ防府」建設のため、財団法人防府スポーツセンター体育館跡に新たに整備を行い、ことし6月に竣工し供用開始いたしました。

この北側運動広場につきましては、広さが1万7,562平方メートルで、植樹をしますと有効利用面積が狭くなるため、日よけ対策として屋根つきベンチシェルターを各コート2基、全部で8基設置しております。

一方、南側運動広場の広さは、3万943平方メートルであり、グラウンド周辺部に植

樹をしており、ある程度の日陰は確保できておりますことから、現時点では、屋根つきベンチシェルターの設置はしておりません。この運動広場については、多目的に御利用をいただいておりますので、御要望の件につきましては、野球、ソフトボール、サッカーなど、各競技団体それぞれのお立場から御意見を伺い、防府市体育施設整備計画等検討委員会において、市全体のスポーツ施設整備計画の中で検討してまいりたいと考えております。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 続きまして、西植松農村公園の日よけ対策をとの御質問にお答えを申し上げます。

西植松農村公園は、平成13年3月に開設し、さらに地元の皆様の厚い御要望によりまして、平成19年12月に公衆便所、水のみ場、フェンス等を設置し、地元の皆様に大変喜んでいただいているところです。

議員御要望の公園に日よけ対策をとのことでございますが、当公園に建築物を設置するためには、都市計画法上での開発許可が必要となりますが、開発に当たりましては、開発要件に該当項目がございませんので、建築物の設置は困難だと考えております。しかし、今後、植樹などによる日よけ対策について、地元の皆様と協議を申し上げながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（行重 延昭君） 16番、大田議員。

○16番（大田雄二郎君） 前向きな答弁をありがとうございました。

来年の夏に間に合うように、スポーツセンターE、F、G、Hグラウンドに屋根つきの日よけベンチの新設と、西植松農村公園に日よけ対策の植樹が実現することを期待して、この項は終わります。

3番目の質問で、市の予算の歳入と歳出の総点検についてお聞きします。

「入るを量りて、出ざるを制す」のとおり、市の予算の歳入と歳出の総点検と、市民の力で財政分析をすることについてお聞きします。

防府市各会計歳入歳出決算書の253ページと、主要な施策の成果報告書87ページに記載されている歳出4款衛生費4項清掃費2目塵芥処理費13節委託料の災害土砂処理委託料2億30万円は、3億円の随意契約がされ、議会が地方自治法第100条による100条委員会を設置して調査したものであり、調査報告書では、随意契約に問題があると報告されています。

原則は、競争入札であり、競争入札にすれば落札価格は安かったと思われませんが、随意契約にした理由をお聞きします。

次に、企業誘致については、企業立地フェアに宇部市長が熱心に参加していますが、防

府市についてお聞きします。

なお、防府市にある協和発酵バイオ株式会社が、宇部市に工場増設と従業員を採用するとの新聞記事が出ていた件についてお聞きします。

次に、デフレ対策、景気対策として、小・中学校と市庁舎等の耐震化工事を急ぎ、予定より早く耐震化率100%を達成することについてお聞きします。

I s値が0.3未満で危険なため、建て替え工事を急ぐ必要がある、右田小学校と桑山中学校の耐震化工事の時期についてお聞きします。

○議長（行重 延昭君） 暫時休憩します。

午後2時22分 休憩

午後2時25分 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

最初に「入るを量りて、出ずるを制す」のとおり、市の予算の歳入と歳出の総点検を市民の力で財政分析をとのお尋ねでございました。議員御案内の「入るを量りて、出ずるを制す」という財政の基本姿勢につきましては、平成23年度の予算編成方針及び施政方針において、景気低迷による個人所得の減少や地価の下落等により、市税収入の好転が期待できない財政状況を踏まえ、その年度の収入を計算して、それに見合った支出に留意することとして、お示しをしているところでございます。

その結果といたしまして、予算の規模は前年度比マイナス0.6%となりましたが、第四次防府市総合計画の将来都市像「人・まち元気 誇り高い文化産業都市 防府」を築くための第一歩とするため、最重要施策でございます「環境・観光・教育・防災」にローカルマニフェストを加えた重点事業43事業をはじめ、防府市の新たな成長と将来の道筋をつけることができる取り組みを重視した予算編成を行い、現在、着実に事業を進めているところでございます。

これらの内容につきましては、「当初予算の概要」として、前年度当初予算との数値比較や主要事業の目的、事業概要、財源内訳等をお示ししているところでございます。

一方、事業の成果といたしましては、このたびの定例市議会に上程いたしております平成22年度決算の認定についての資料として、「主要な施策の成果報告書」をお示ししております。

今回の報告書では、議会改革推進協議会からの要望等も踏まえまして、委託料の委託先や市債の状況を明記するなど、その内容を充実するとともに、ホームページでも公表を行っております。

また、財政の健全化を図ります実質公債費比率等の健全化判断比率につきましては、昨年と比べ、より好転しておりますが、その内容につきましても、健全度を図で示すなど、ホームページ上に公表しているところでございます。

さらには、将来にわたる持続的発展を見据えた健全な財政運営を継続していくことが重要でありますことから、近年の決算状況や個別事業の計画などを参考として、財政状況を推計し、財政面における課題を明らかにした中期財政計画を策定しております。

財政環境は、社会経済情勢や地方財政制度の動向に大きく左右されますので、計画につきましては、毎年最新の情報に基づき見直すことといたしております。このようにさまざまな機会をとらえ、市の予算の歳入と歳出の総点検に取り組み、その状況を議員、市民の皆様へお示ししているところでございます。

また、財政状況の公表につきましては、議員、市民の皆様にとって少しでもわかりやすくお示しできるよう、今後とも工夫を重ねていきたいと存じます。そのことが、議員の御提案でございます市民の力で財政分析を進めていくことにつながるものと考えております。

次に、企業誘致についてのお尋ねがございました。企業の誘致は、市にとって地域財政の活性化や雇用創出等の面から非常に重要な課題であると認識しております。御質問にございました企業立地フェアは、自治体の情報発信や企業との交流の場でございます。未利用の工業団地などを多く抱えておられる自治体にとっては、有効なイベントであるとの考えで、該当される首長さんは参加されたものと推定・推測いたします。

本市は、幸いなことに、先人の御努力により造成いたしました企業用地はすべて完売し、県内でも有数の工場地帯を形成しているところでございますが、さらなる企業立地の重要性と必要性を私は痛感しておりまして、企業立地に向けて、毎年定期的に広島や京阪神、東京方面の企業本社に出向きまして、進出していただいている企業トップの方々との情報交換や市のPRを行っております。ことしからは、担当者の企業本社への訪問数を増やし、さらに積極的な誘致活動を行ってまいりたいと考えております。

本市の誘致への取り組みといたしましては、市内の工場や本市に進出しておられる企業、また、その本社や親会社などへの企業訪問を県と連携して積極的に行い、企業のニーズや動態を把握するなど、情報収集に努めるとともに、工場等の新設や増設に際しましての奨励制度のPRや、企業の所有する未利用地を所有者と協議しながら、事業用地として紹介するなど、既存企業の増設や新たな企業立地の誘導に努めているところでございます。

御質問にございましたJT日本たばこ産業株式会社防府工場閉鎖後の跡地につきましては、東京の本社で一括して検討しておられますので、6月6日上京の折に、本社をお訪ねいたしまして、跡地が新たな工場立地につながるよう、地域経済や雇用面等に十分配慮した利用をしていただきたいとの要請もいたし、同時に山口県東京事務所のほうにもお訪ねをして、お願いをしているところでございます。現在も情報収集や関係機関との情報交換を進めているところでございます。

次に、小・中学校の耐震化を早期に進捗させることについてのお尋ねでございましたが、本年5月、国において、平成27年度までのできるだけ早い時期に、学校施設の耐震化の完了を目指すとの方針が示され、本市におきましても、できる限りこの方針に沿って取り組んでまいりたいと考えております。

本市では、平成19年度に策定した「防府市立学校施設耐震化推進計画」に基づきまして、耐震性の低い建物から耐震化を進めておりまして、昨年度までに大道小学校及び華西中学校の屋内運動場の改築を行い、今年度は校舎1棟と屋内運動場6棟の耐震補強工事を進めているところでございます。

また、今年度は、平成22年度までにおおむね出そろった第二次耐震診断の結果をもとに、計画の見直しを行うこととしておりまして、現在、教育委員会において、この計画の見直し原案を作成の上、庁内調整及び精査を進めているところでございます。

耐震化の完了年次につきましては、当初計画では、平成34年度でございましたが、前回、平成20年度の見直しでは、国の基本方針の改正を受けまして、平成32年度としたところでございます。

今回の見直しにおきましても、できるだけ早い時期に学校の安全性を確保することを基本として、補強事業について、工事期間が短いことから思い切った前倒しを行い、改築事業については、毎年度2校を同時に施工するペースで計画しておりますが、今後進めることとしております一般公共施設の耐震化に向けた事業の進捗を視野に入れながら、年次計画を進めてまいりたいと考えております。

この中で、右田小学校の校舎の改築につきましては、防災対策を検討の上、今年度から2カ年で基本設計及び実施設計を行った後、平成26年度までに建て替える計画としております。

また、市内で一番古い桑山中学校の校舎の改築につきましては、今年度に耐力度調査を行い、平成24年度に基本設計及び実施設計、平成25年度から27年度までの3年間で、南側と中央の二つの校舎を順次建て替える計画といたしております。

なお、これらの年次計画につきましては、学校施設耐震化推進計画の見直しができ次第、

議会に御説明の上、市民の皆様に公表したいと考えております。

次に、一般公共施設の耐震化につきましては、平成15年度から18年度にかけて実施いたしました第一次耐震診断により、一応の結果は出ているところでございますが、実際の耐震補強工事の必要性や、その工事方法を判断するには、より精密、正確な方法で検査する第二次耐震診断の実施が必要となります。

この第二次耐震診断の結果をもとに、公共施設全体の耐震化をどう進めていくかということ、すなわち補強なのか、建て替えなのか、また、どの施設を優先するのかという公共施設耐震化整備計画を策定することとなります。

計画の策定に当たりましては、今後の耐震化事業に必要な予算規模が大変大きなものとなることが予想されますことから、将来にわたる財政見通しはもとより、対象施設の耐震度の数値だけでなく、施設の利用の現状や将来的な使用方法までも含めた、より深い検討が必要であろうと考えております。

市役所本庁舎をはじめとした公共施設は、災害が発生した場合、市民の生命を守ると同時に、被災後の復興の拠点となる大変重要な施設でございます。したがって、急ぎこの整備計画の策定に取りかかりまして、全公共施設の耐震化を1年でも、1日でも早く完了させることができるよう、全力を尽くしてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

いずれにいたしましても、限られた財源で、最大の効果を生み出す取り組みを進める必要がございます。事業の選択と集中の視点をなお一層強化するとともに、あらゆる角度から財源の確保に努めてまいりたいと存じます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 16番、大田議員。

○16番（大田雄二郎君） どうも市長、御答弁、ありがとうございました。

まず、3番目の右田小学校、それから桑山中学校ですね。桑山中学校は、そこにいらっしゃる杉山教育長が、去年まで桑山中学校の校長先生をしておられましたので、一番よく御存じだと思いますし、私も桑山中学校の卒業生ですし、桑山中学校の同窓会の副会長をやっていますから、もう隅々までわかっているし、どこが危ないかもわかっていますので、先ほど市長がおっしゃったように、とにかく右田小と桑山中学校の建て替えを最優先でやっていくと、しかも、1日1分1秒でも早く、もうとにかく前倒しでやっていただくと、そういうふうにしていただければ、防府市民、それから右田小、桑中の生徒、それから父兄ですね、皆、安心になると思います。

次に、JTについて、これはちょっと私、先ほど文書をちょっとはしよった関係もある

から、質問の中で言いませんでしたけれども、市長が答弁されたように、事前に打ち合わせでは、J Tまで全部質問の内容を入れていましたし、質問書に入っていましたけれども、前向きにJ Tについてもやっていただけるということで、市民がみんな希望しておりますので、そういうふうにしていただければと思います。

それでは、この項は、もう市長答弁で、私の希望すること、それから市民の皆さんが希望することは終わりますので……。

次に4番目の質問で、9月22日からの防府天満宮展と国宝指定について、お聞きします。

9月22日から11月6日まで、山口県立美術館で開催される防府天満宮展についてお聞きします。

天神様こと菅原道真公は太宰府に左遷され、延喜3年（903年）、失意の中、59歳で没しました。防府天満宮は、社伝によると延喜4年（904年）創建とされ、京都の北野天満宮、福岡の太宰府天満宮とともに日本三天神と並び称され、防府は中でも最古とされています。

国指定重要文化財である「紙本着色松崎天神縁起」が、5年がかりで修復を終えて公開されるのをはじめ、天満宮の宝物や関係の文化財60点が公開されます。描かれているところは防府天満宮であり、描かれている時は応長元年（1311年）で、鎌倉時代後期です。松崎天神縁起は全6巻からなり、第1巻から第5巻までは、北野神社所蔵のいわゆる根本縁起とほぼ同じものですが、第6巻は全く異なっています。

菅原道真が、太宰府で没する際に神幸が勝間の浦にあらわれ、瑞雲が酒垂山の峰にたなびき、時の国司が直ちに宝殿を建立して松崎の社と号したという、松崎神社、防府天満宮開創の由来が描かれており、独自のものとして注目されています。大和絵の伝統を踏まえた華麗な色彩や精緻な状況描写は、鎌倉時代後期の絵巻物を代表するものです。6巻とも縦は33.6センチ、全長は第6巻が8.6メートル、ほかは13メートル前後あります。

次に、防府天満宮の国指定重要文化財である「紙本着色松崎天神縁起」は、防府天満宮と防府市民、山口県民、そして日本国民の宝であり、国宝指定についてお聞きします。

○議長（行重 延昭君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） お答えいたします。

まず、防府天満宮展につきましては、御案内のとおり、9月22日から11月6日まで、山口県立美術館で開催されることとなっておりますが、このたびの防府天満宮展におきまして、最も注目される展示品が、国指定重要文化財「紙本着色松崎天神絵巻」6巻でござ

います。この絵巻は、応長元年（1311年）に作製されたもので、ことしは製作から700年の節目に当たります。平成18年度から5カ年をかけまして、平成22年度に修復を終えたものでございます。今回の展示が修復後、初の公開となります。

このたびの展覧会では、絵巻とあわせ、金銅宝塔、大日如来坐像などの国の重要文化財を含む多数の宝物が展示され、天満宮にいかにも多くの文化財があるか、我々も驚かされるほどの内容でございます。

この展覧会が、防府天満宮、さらには防府市を宣伝するよい機会になるものと思われまので、市も主催者の一員として、市広報などを通じて宣伝に努めてまいります。ぜひ多くの方々にごらんいただきたいと考えておりますので、市議会議員の皆様方にも、ぜひともお力添えをお願いいたしたいと存じます。

なお、拝観料、観覧料につきましては、18歳以下は無料となっておりますので、市内の小・中・高生への観覧呼びかけも行ってまいりたいと思います。

次に、重要文化財「松崎天神縁起絵巻」の国宝指定についてお尋ねでございました。国宝は、重要文化財の中から国が選んで指定することが一般的でございまして、所有者や地方自治体、あるいは教育委員会等が申請をする制度とはなっておりませんので、国、文化庁による判断を待つ状況でございます。御理解をいただきたいと存じます。

今回の防府天満宮展において、「松崎天神縁起絵巻」の価値が広く知られて注目を集めることが間接的ではございますが、指定の格上げにより影響を与える可能性もございまして、この展覧会を盛り上げることにまずは努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 16番、大田議員。

○16番（大田雄二郎君） どうも市長、ありがとうございます。

防府天満宮展も9月22日から始まりますし、今回の一般質問の打ち合わせで、防府天満宮の鈴木宮司様と打ち合わせをさせていただいて、議長の許可をいただいて防府天満宮展示のこのポスター、これを今、防府市内、防府市役所を含めてたくさん貼っておりますけれども、この防府天満宮展のこのポスターと、それからこの防府天満宮のこのパンフレット、これを皆さんに、一般質問のときに見せてくださいと、鈴木宮司様からも頼まれましたし、友達ですから、ぜひとも協力させていただこうと思いますので、インターネットでもこれをよく映していただければと思います。

再質問にいきますけれども、9月7日の読売新聞によると、今、島根県松江市で、松江城を国宝にする運動が盛んです。市民の会が文化庁に13万人の署名を提出しました。松江市も城の安寧を祈った慶長17年（1611年）銘の祈祷札を懸賞金500万円で探し

ています。松江市の国宝化推進室の山本盛治主幹は、五階建ての天守は三つだけで、規模も2番目、再調査や類例の検証で価値づけを行い、国宝化を実現したいと話されています。城を主会場に松江開府400年祭が開かれています。水の都の古城を訪れ、山陰の近世を振り返るのもいいと記載されています。

防府市も国宝化推進室をつくること、そして、防府天満宮の紙本着色松崎天神縁起と国分寺の国分寺金堂、木造阿弥陀如来坐像、木造日光菩薩立像、月光菩薩立像、木造四天王立像、阿弥陀寺の木造重源坐像の国宝指定を求める会をつくって、署名活動を行い、文化庁に防府市民の過半数の6万人の署名を提出することについて、お聞きします。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 大変ユニークな御提案だと思います。松江がどういう形で進められたのかも含めて、検討をして、また私なりにお答えをさせていただくときもあらうかと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 16番、大田議員。

○16番（大田雄二郎君） ありがとうございます。今の市長の前向きな答弁で期待しておりますので、防府天満宮の鈴木宮司様と、それから国分寺の福山住職様、それから阿弥陀時の林住職様、皆さん期待しておられますので、ぜひとも、その皆さんの期待と市民の期待を考えて、前向きに進めていただければと思います。

以上で質問を終わります。御清聴、ありがとうございました。

○議長（行重 延昭君） 以上で、16番、大田議員の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） お諮りをいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでございました。

午後2時50分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成23年9月8日

防府市議会議長

行 重 延 昭

防府市議会議員

木 村 一 彦

防府市議会議員

山 本 久 江